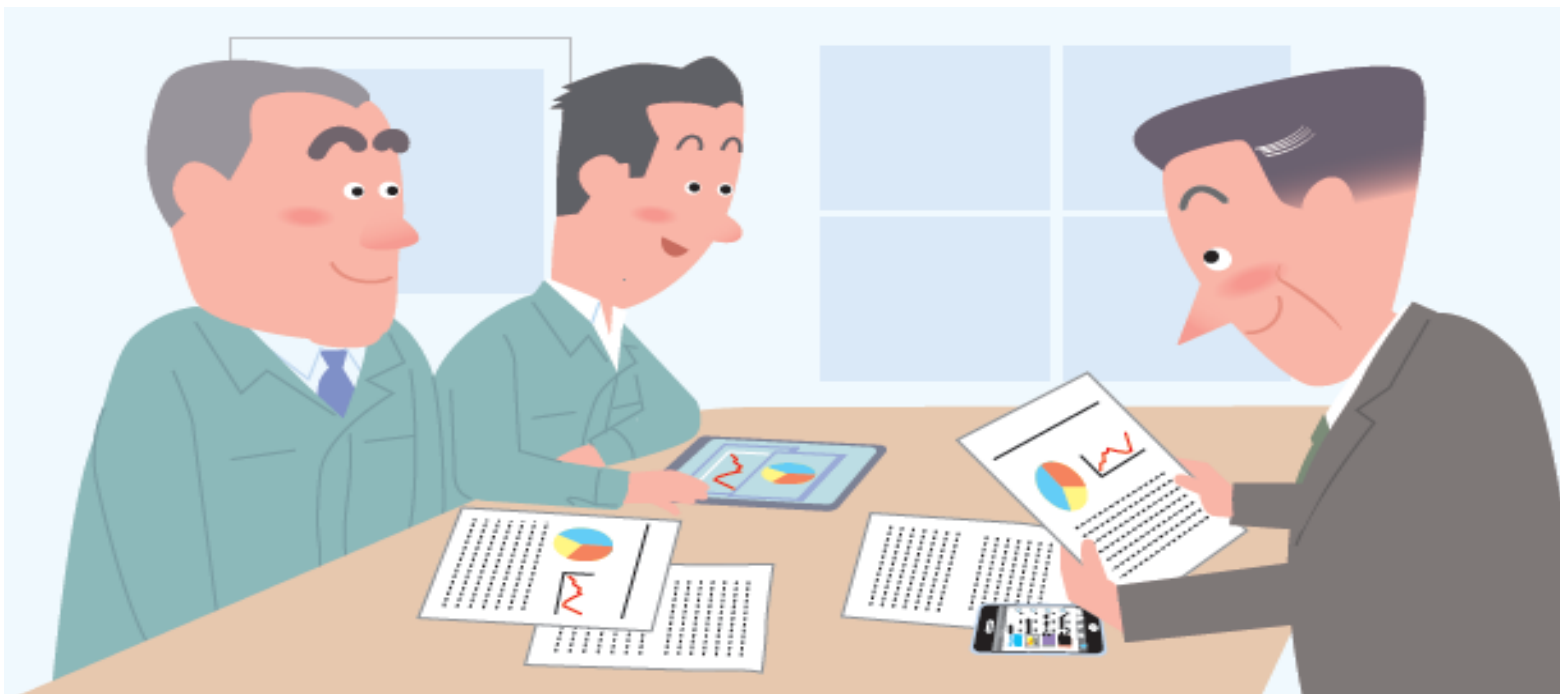


中小企業の取引条件改善への取組について

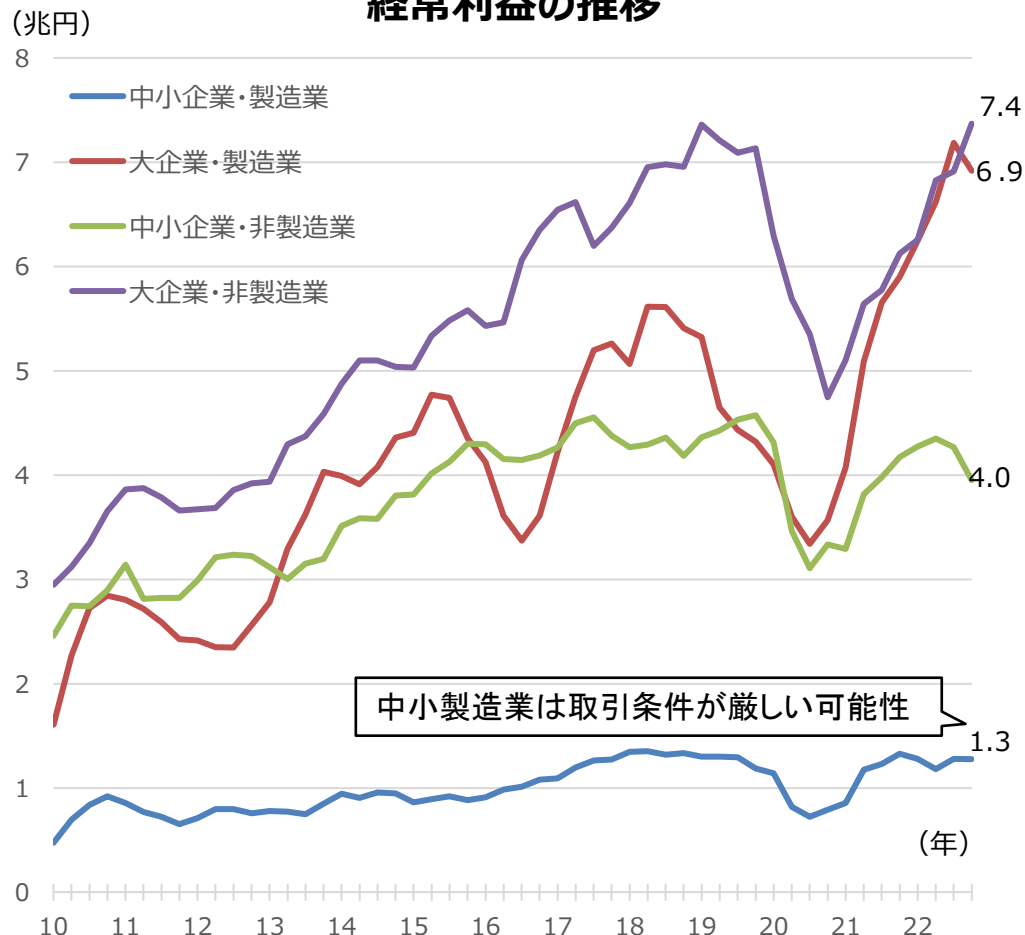


令和5年11月
中小企業庁

1. 「経済の好循環」を実現するためには中小企業との取引条件の改善が必要

- 中小企業（特に製造業）については、2019年以降、業績が低迷傾向にある。
- このような中、政府では、「物価高・賃上げ対策の更なる強化」に関する提言や「中堅・中小企業の活力向上等」が含まれる方針を定め、中小企業との取引条件の改善を推進している。

経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。
後方四半期移動平均で算出。

中小企業・小規模事業者政策調査会 提言案(抜粋) (令和5年5月23日)

○物価高・賃上げ対策の更なる強化

・物価高が進み、賃上げが大きな課題となっており、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うことを基本原則とすべきである。**

・「**中小企業の賃上げには、価格転嫁が不可欠**」、「特に、**原材料費・エネルギーコストについては適切なコスト増加分の全額の転嫁を目指す、労務費も適切な転嫁が必要**」という考え方を提示し、賃上げの原資を確保し、「成長と“賃金上昇”の好循環」を実現する。

・公正取引委員会の調査や下請Gメンによるヒアリング結果の業種別の分析を踏まえ、**自主行動計画の改定・徹底**に取り組むべきである。さらに、**転嫁交渉のサポート体制**の構築を図るべきである。

経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日 閣議決定)

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

○各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、付加価値の適切な分配を促進するため、**エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化を促進する。**

○特に労務費の転嫁状況については、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、**業界団体に自主行動計画の改定・徹底**を求めるほか、「**価格交渉促進月間**」の取組や価格交渉の支援を行う。

(中堅・中小企業の活力向上)

○サプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点5業種に対する立入調査の実施等、**原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。**

2. 中小企業の課題に政府一丸で取り組む体制

- 課題に総合的に取り組むため、総理官邸に、省庁横断の会議を設置した。
(中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ)

座長	内閣官房 副長官補 (内政担当)
主査	厚生労働省 政策統括官 (総合政策担当) 中小企業庁 長官
構成員	内閣官房 内閣審議官 (内閣官房副長官補 (内政担当) 付) 内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長 公正取引委員会 事務総局経済取引局長 警察庁 生活安全局長 金融庁 監督局長 デジタル庁 統括官 (国民向けサービス担当) 総務省 大臣官房総括審議官 総務省 情報流通行政局長 法務省 出入国在留管理庁次長 財務省 国税庁次長 文部科学省 総合教育政策局長 厚生労働省 労働基準局長 農林水産省 大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 経済産業省 経済産業政策局長 経済産業省 製造産業局長 国土交通省 総合政策局長 環境省 環境再生・資源循環局長

中小企業の活力向上に向け、取引条件の改善、生産性向上等の対策を検討
第1回 WG (令和3年1月26日)
・ 約束手形の利用の廃止など支払条件の改善、受発注から決済までのデジタル化 (電子受発注システムEDI) を通じた生産性向上。
第2回 WG (令和3年8月25日)
・ 価格交渉促進月間の実施、約束手形の利用廃止、EDIによる生産性向上。
第3回 WG (令和4年2月22日)
・ 取引適正化に係る自主行動計画の改定、価格交渉促進月間の報告、EDIの普及。
第4回 WG (令和4年12月26日)
・ 価格交渉促進月間、下請からの情報を活用した取引適正化の強化 ・ 取引適正化のプロセス体系強化等 ・ パートナーシップ構築宣言の拡大 ・ E D I 導入に向けた取組
第5回 WG (令和5年4月5日)
・ 中小企業庁からの説明 (内閣官房副長官補から関係省庁へ依頼) ① 価格転嫁・取引適正化の最近の動きと今後の方針 ② 自主行動計画の改定・徹底に関する依頼

3. 「未来志向型の取引慣行に向けて」について

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

重点5課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化
一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化
量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善
手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

働き方改革のしわ寄せ防止
短納期発注・急な仕様変更にもかかわらず
適正なコストが負担されない、等

知的財産・ノウハウの保護
親事業者が自社のノウハウを無断で使って
内製化してしまった、等

業種横断的なルール の 明確化・厳格な運用（横軸）

ルール	内容
下請代金支払遅延等防止法	➤ 取引内容と資本金規模によって親事業者と下請事業者を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定。
下請中小企業振興法 「振興基準」	➤ 下請中小企業の振興のため、「 振興基準 」で親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 産業界に対し「**自主行動計画**」の策定と着実な実行を要請するとともに、毎年、策定団体自らフォローアップ調査を行う。
(2023年10月1日時点25業種59団体策定)
- (2) 国が定める業種別**下請ガイドライン**の策定・改訂。(2023年2月末時点20業種策定)

4. 下請中小企業振興法「振興基準」の概要

※振興基準のガイドブックはこちら



- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、**下請事業者の賃上げ等**、労働条件の改善が進むよう**十分協議して決定する**。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、**年1回以上の協議を行う**。コストが上昇した場合等において、**下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる**。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とするよう努める。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、**下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない**。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

第8 8. パートナースhip構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナースhip構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

5. 自主行動計画策定団体、下請ガイドライン策定業種（令和5年10月時点）

- 自主行動計画は現在25業種59団体策定。

<自主行動計画策定団体> ※詳細は中小企業庁HPより



業種	団体名
自動車	一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車部品工業会
素形材 (8団体連名で策定)	一般社団法人日本金型工業会／一般社団法人日本金属熱処理工業会／一般社団法人日本金属プレス工業協会／一般社団法人日本ダイカスト協会／一般社団法人日本鍛造協会／一般社団法人日本鋳造協会／一般社団法人日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業
機械製造業	一般社団法人日本建設機械工業会／一般社団法人日本産業機械工業会／一般社団法人日本工作機械工業会／一般社団法人日本半導体製造装置協会／一般社団法人日本ロボット工業会／一般社団法人日本計量機器工業連合会／一
航空宇宙工業	一般社団法人日本航空宇宙工業会
繊維(2団体連名で策定)	日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	一般社団法人電子情報技術産業協会／一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会／一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会／一般社団法人日本電機工業会／一般社団法人カメラ映像機器工業会
情報サービス・ソフトウェア	一般社団法人情報サービス産業協会PDF
流通業 (スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)	一般社団法人日本スーパーマーケット協会／一般社団法人全国スーパーマーケット協会／日本チェーンドラッグストア協会／一般社団法人日本ボランティアチェーン協会／一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会／一般社団法人日本DIY・ホームセン
建材・住宅設備業	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
紙・紙加工業	日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会

業種	団体名
金属産業	一般社団法人 日本電線工業会／一般社団法人 日本鉄鋼連盟／一般社団法人 日本アルミニウム協会／一般社団法人
化学産業	一般社団法人日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成成品工業協会／石油化学工業協会／一般社団法人日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
トラック運送業 ※国土交通省より要請	公益社団法人全日本トラック協会
建設業 ※国土交通省より要請	一般社団法人日本建設業連合会
警備業 ※警察庁より要請	一般社団法人全国警備業協会
放送コンテンツ業 ※総務省より要請	放送コンテンツ適正取引推進協議会
商社	一般社団法人日本貿易会
金融業 ※約束手形の利用の廃止関係	一般社団法人全国銀行協会
印刷業	一般社団法人 日本印刷産業連合会
造船業 ※国土交通省より要請	一般社団法人日本造船工業会／一般社団法人日本中小型造船工業会
住宅業 ※国土交通省より要請	一般社団法人 住宅生産団体連合会
広告業	一般社団法人日本広告業協会
電力業	送配電網協議会
食品製造業 ※農林水産省より要請	一般財団法人食品産業センター
食品卸売業 ※農林水産省より要請	一般財団法人日本外食品流通協会

5. 自主行動計画策定団体、下請ガイドライン策定業種（令和5年10月時点）

- 下請ガイドラインは現在20業種策定。

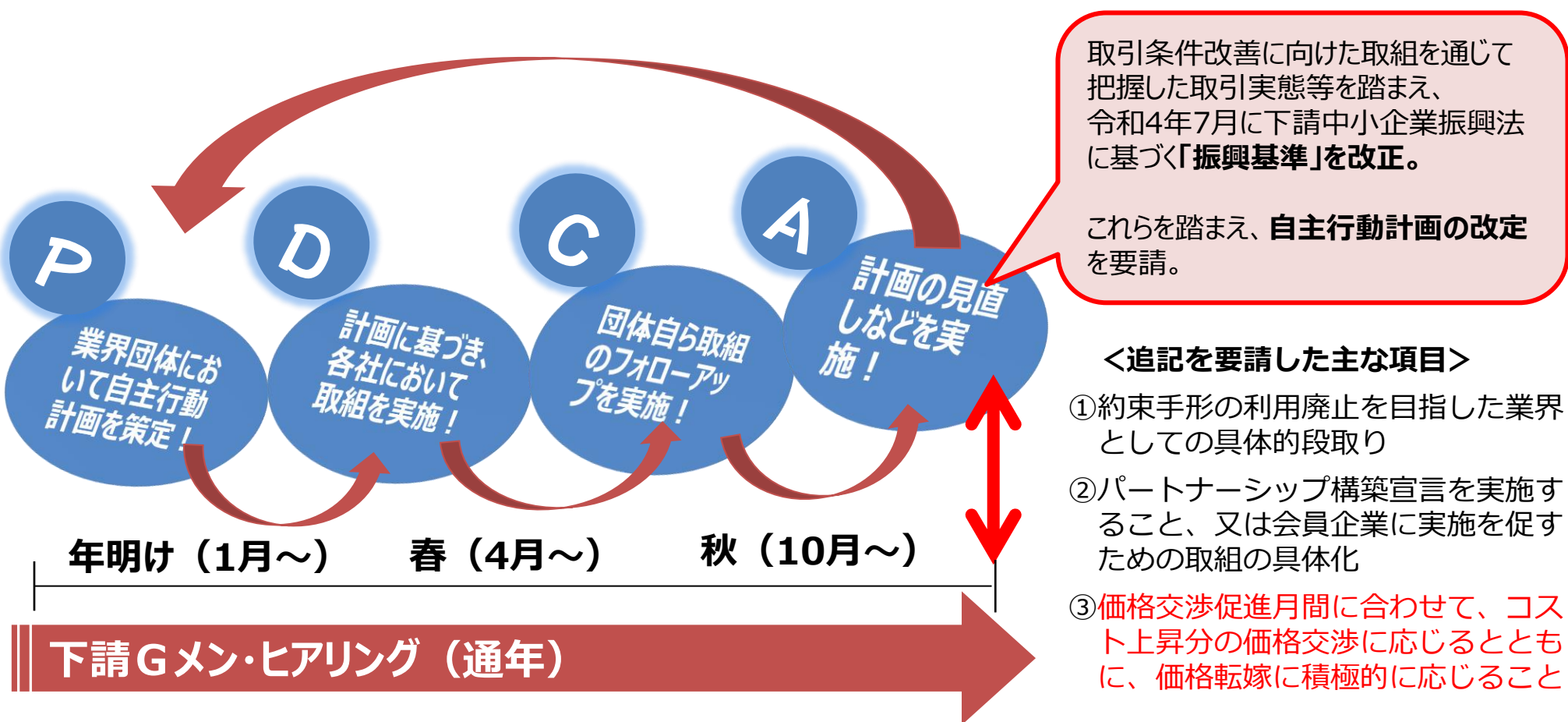
＜下請ガイドライン策定業種＞ ※詳細は中小企業庁HPより



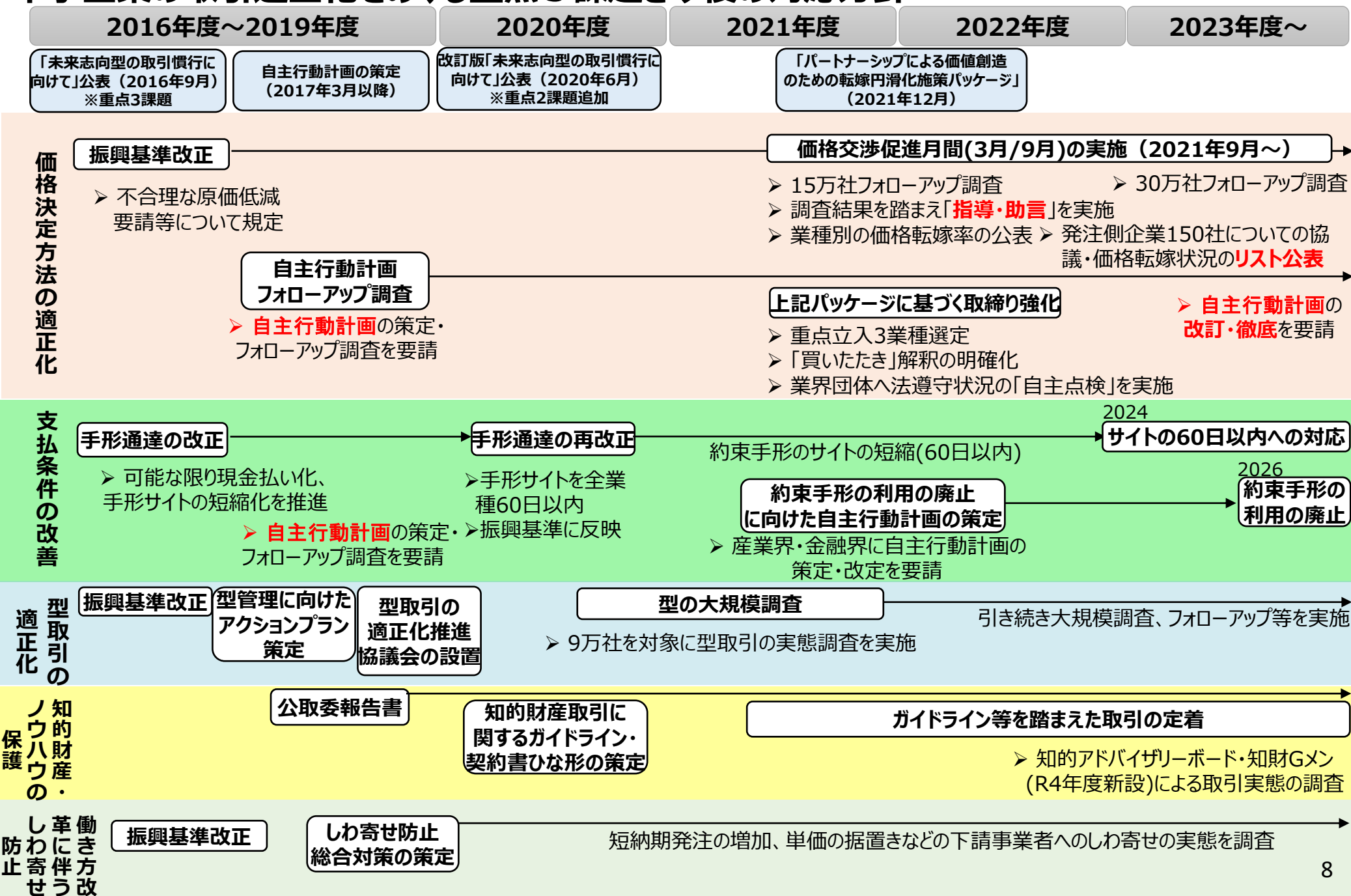
業種	ガイドライン名称
自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
素形材	素形材産業取引ガイドライン
産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
電機・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
広告業	広告業界における下請適正取引等推進のためのガイドライン
建設業	建設業法令遵守ガイドライン
建材・住宅設備業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン
	トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
放送コンテンツ業	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品製造業～
	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン
水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン
造船業	船舶産業取引適正化ガイドライン

6. 更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



中小企業の取引適正化をめぐる重点 5 課題と今後の対応方針



8. 令和4年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種(13業種47団体)が10～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点5課題のうち、価格決定方法の適正化については、発注側は労務費（前年度比-18pt）及びエネルギー価格（同-14pt）が大幅に減少し、受注側は労務費（同-10pt）が減少。
- 一方、支払方法の改善については、「全て現金払い」については、発注側は微増、受注側は前年度比+18ptと増加。手形等の支払いサイトの「60日以内」については、発注側は前年度同様、受注側は前年度比+5ptと微増。

<重点5課題 改善状況>

重点5課題	設問	受注／発注	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
			割合	割合	受発注間の差	割合	受発注間の差
価格決定方法の適正化	コスト全般	発注側	-	-	-	63%	34pt
	※「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側				29%	
	労務費	発注側	74%	71%	44pt	53%	35pt
	※「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	36%	28%		18%	
	原材料価格	発注側	80%	76%	38pt	69%	29pt
	※「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	47%	38%		40%	
	エネルギー価格	発注側	73%	70%	43pt	56%	33pt
	※「概ね反映した／された」と答えた企業の割合	受注側	33%	26%		23%	
支払い条件の改善	下請代金をすべて現金で支払っている／受け取っている ※「全て現金払い」と答えた企業の割合	発注側	52%	55%	27pt	58%	12pt
		受注側	27%	28%		46%	
	下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側	15%	19%	6pt	19%	1pt
		受注側	11%	13%		18%	
	約束手形の利用を2026年までに廃止する予定	発注側	-	-	-	32%	-
		受注側				-	
型取引の適正化	型管理の課題の改善状況 ※「概ね改善した」と答えた企業の割合	発注側	-	-	-	36%	21pt
		受注側				15%	
知的財産・ノウハウの保護	知的財産に関する適正取引実現のための取引実施状況	発注側	-	55%	-	84%	18pt
		受注側				65%	
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※「概ね負担した」「概ね販売先が負担した」と答えた企業の割合	発注側	30%	30%	14pt	42%	28pt
		受注側	16%	15%		14%	

9. 下請中小企業ヒアリングの実施概要

- 平成29年(2017年)から **下請Gメン（取引調査員）** を中小企業庁と各地方経済産業局に配置。全国の中小企業へ、**親事業者等との間の取引実態**についてヒアリングを実施。
- 令和4年度は従来の120名から**248名体制**へ倍増。令和5年1月より、更に**300名体制**へ増員。
- 下請Gメンは、**令和4年4月～12月までに、10,127件**のヒアリングを実施（内訳等は以下に記載）。
- 平成29年1月から令和4年12月までの約6年間におけるヒアリング件数の累計は、38,156件。

業種ごとの分類 （「取引先の業種」に基づく分類）

〈自主行動計画を策定している業種〉

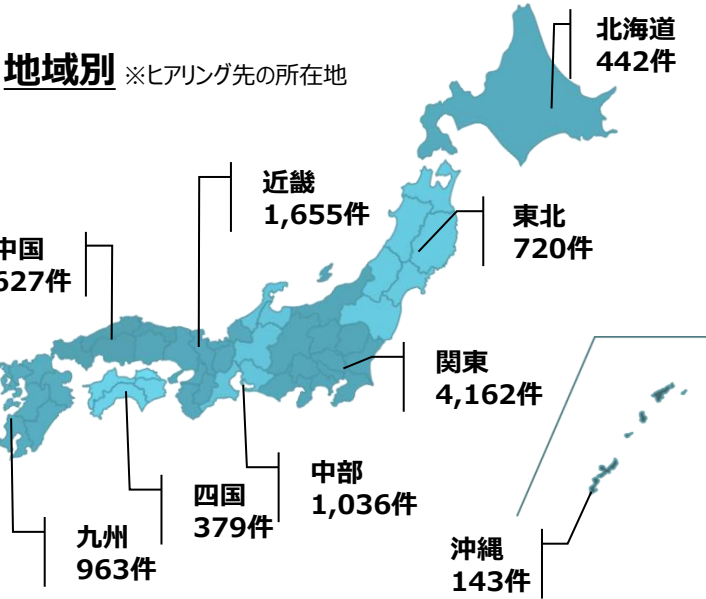
業種	件数	業種	件数
自動車	302 件	紙・紙加工	150 件
自動車部品	905 件	金属	212 件
素形材	113 件	化学	404 件
建設機械	149 件	印刷	206 件
産業機械・ 工作機械・ロボット	820 件	広告	104 件
半導体製造装置	198 件	建設	619 件
計量機器・ 分析機器	87 件	建材・ 住宅設備	348 件
航空宇宙	63 件	トラック	238 件
繊維	235 件	警備	37 件
電機・電子・ 情報通信機器	810 件	放送コンテンツ アニメーション	133 件
情報サービス・ ソフトウェア	322 件	造船	84 件
流通 小売※1	222 件	銀行	21 件
流通 卸売※1※2	472 件		

〈自主行動計画を策定していない業種〉

業種	件数	業種	件数
食品	607 件	その他製造	442 件
鉄道車両	51 件	その他サービス	453 件
その他 輸送機器器具	97 件	その他業種	556 件
その他機械器具	298 件		
電力・ガス	96 件		
通信	51 件		
水運	28 件		
不動産賃貸・管理	65 件		
物品賃貸	40 件		
宿泊	9 件		
飲食	14 件		
廃棄物処理	9 件		
アミューズメント・ ゲーム	57 件		

資本金別 ※ヒアリング対象の中小企業の資本金

資本金	件数	割合
1 億円超	194件	1.9%
5 千万円～1 億円以下	1,561件	15.4%
1 千万円～5 千万円以下	4,149件	41.0%
1 千万円以下	4,223件	41.7%



※1小売、卸売のうち、**食品、繊維の卸、小売を除く。**
※2卸売業全体としては自主行動計画が未策定であるが、製造卸の事業が含まれること、
また、小売業との比較の関係上、自主行動計画策定業種に便宜上加えている。

10. 下請Gメンヒアリング等で把握した事例

- 令和5年3月取引問題小委員会にて、自主行動計画策定業種を中心に、特徴的に見られる取引上の問題と課題を集計分析した資料を提出。
- 「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果にて、業界別のランキングや下請Gメンヒアリングによる生声を掲載。



【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

①【価格決定方法の適正化】

- 原材料の高騰については親事業者も認識があり、また親事業者から社会保険費用や燃料費の上昇について情報共有され、価格に反映してもらっている。（金属産業）
- ▲複数の自動車メーカーは見積価格に対し、厳しい価格の「ターゲット価格」を示してくる。ターゲット価格に近づくように仕様や部品を替えるように毎回指示される。（自動車）
- ▲2021年秋から現在まで、原材料費の上昇分の価格転嫁交渉を行っているが、値上げの幅・時期ともに回答をもらえていない。大手スーパーに価格決定権を握られており、これほどの原料高にもかかわらず価格改定の動きが鈍い。（小売業）
- ▲一般貨物運送は距離・重量別運賃が決まっており、労務費及びガソリン代等コストの反映は不十分。価格表改定には時間を要し、柔軟なコスト負担の対応が難しい。（トラック運送）
- ▲数年前の価格のまま改定できておらず、労務費上昇分を反映できずに困っている。取引先には、文書で価格協議について打診したが返事は無く、協議できずそのまま契約が自動更新した。強い交渉をすると、転注されてしまう可能性もあるため、仕方なく現在の価格で取引を続けている。（警備業）
- ▲コロナ禍以降は飲食業界も厳しく、価格改定を半年前から案内しているが許可がもらえない。無理にお願いしきれないだろうという立場を利用して、はぐらかされている。（飲食サービス）

②【支払条件の改善】

- ここ数年で大手企業は現金支払いに変更となってきた。小規模会社では手形も若干残っている。（化学産業）
- ▲支払条件の変更(手形→現金100%)の際、条件として利息以上の値下げ要請があった。不本意であったが、現金への変更を重視し要請を受け入れざるをえなかった。（建設機械産業）
- ▲数年前に手形から電債に変更となったが、サイトが120日を超えるものとなっている。（計量機器・分析機器産業）
- ▲システム開発は3ヶ月～半年を要し、契約期間は納品終了まで。支払いは納品後で、途中で工程を分割した受注・支払い契約はない。（情報サービス・ソフトウェア産業）

③【型取引の適正化】

- 親事業者からの要請で、抜型の保管、廃棄、返却についての契約を締結。契約の概要は、1年以上未稼働の抜型は1型当りの月額保管料を親事業者が支払い、廃棄または返却をする場合は親事業者への確認と、廃棄、返却に係る費用は親事業者が支払うこと。（紙・紙加工品製造業）
- ▲金型代は製品の量産開始月からの24回均等払い。（自動車）
- ▲型保管のために外部倉庫を借りており月額の倉庫代は十万円を超える。全て当社負担である。廃棄申請をしても回答が得られず、長期間保管をせざるを得ない。（自動車）

④【知財・ノウハウの保護】 ※（）内は下請事業者業種/系列最上位業種

- 親事業者の製品の梱包材を受託製造。同梱包材を競合他社に模倣されたくないとの親事業者の意向で特許の共同出願を行っている。その費用は、全額親事業者の負担である。（パルプ・紙・紙加工品製造業/その他の製造業）
- ▲工場見学の際、ビデオ撮影されたこともある。申し入れを断ると取引停止を匂わされる。（プラスチック製品製造業/電機・電子・情報通信機器産業）
- ▲親事業者からCADデザインデータ数十点の無償提供の要請を受け、当社からやむを得ず提出した。（生産用機械器具製造業/紙・紙加工品産業）
- ▲見積書を提出したが受注に至らなかった。その際に要求され無償で提供した設計図が当社の名前を消して他社に渡されていた。（金属製品製造業/建設業）

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

- 働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。（産業機械）
- ▲親事業者が自らの業務効率化のためEDIを導入しているが、仕様を業界で統一しようという考えがなく各社独自のシステムのため、運用が負担である。（電機・電子・情報通信機器産業）

参考資料編

【資料 1】価格交渉促進月間について

※「価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果」にて、
業界別のランキングやヒアリングによる生声を掲載



- サプライチェーン全体で適切に利益を共有し、雇用の約 7 割を支える中小企業の賃上げを実現するためにも、下請中小企業が負担するコストの適切な価格転嫁が必要不可欠。
- 労務費や原材料費等の上昇の、適切な価格転嫁を促すため、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」として設定。 2021年9月、2022年 3 月、同年9月、2023年3月、同年 9 月と、計 5 回実施。
- 価格交渉促進月間(9 月)の開始にあたり、西村経産大臣より価格転嫁・価格交渉を動画で呼びかけ。また、約1700の業界団体へ経産大臣名の周知文書を送付。

＜岸田総理による呼びかけ動画＞ ※22年9月



https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/discourse/20220829message.html

＜西村経産大臣による呼びかけ動画＞ ※23年9月



<https://www.youtube.com/watch?v=c4geBKwpl7o&t=20s>

＜9月の価格交渉促進月間ポスター＞



【相談窓口】
下請かけこみ寺
0120-418-618

【資料2】パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージの概要

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、**事業所管省庁と緊密に連携**を図り、**下請事業者から寄せられた情報も活用**し、**体制強化**を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。



＜具体的な取組＞

- ① **価格転嫁円滑化スキームの創設**（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）
- ② **独占禁止法の執行強化**（公正取引委員会）
- ③ **下請法の執行強化**（公正取引委員会・中小企業庁）
- ④ **下請Gメンによるヒアリング等**（中小企業庁）
- ⑤ **パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化**（中小企業庁）

【資料3】約束手形の利用廃止への道筋（令和4年2月10日「取引適正化に向けた5つの取組」より）

- 2021年に**2026年までの約束手形の利用の廃止が目標**として掲げられ、自主行動計画の改定等が随時進められているところ。
- 今後、この目標の達成に向けた具体的な取組の実施が必要。

今後、下請代金の支払いについて、 約束手形の利用の廃止を予定していますか。	回答の選択肢	回答の割合
発注側 (n = 934)	2026年までに利用の廃止をする予定	23.3%
	時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討中	31.6%
	利用の廃止に向けて検討中	23.0%
	約束手形の利用の廃止予定はない	22.1%

※令和4年度自主行動計画フォローアップ調査より
※数値は、代金を手形で支払っている企業のうち、それぞれの項目該当する企業数表す。※小数第2位で四捨五入しているため、合計は100%にならない

- ・このような結果を踏まえ、今後、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（官邸WG）において、以下の事項に関して、所管業種への働きかけを関係省庁に依頼する。
- ①**約束手形の利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）**を検討のうえ、**2022年夏を目処に各団体の自主行動計画へ反映**する。
 - ②業種をまたぐ取引上の課題（自らの業種だけではなく、他業種でも取り組んでもらわなければ解決できない問題）を洗い出し、**2023年春頃までに中小企業庁にフィードバック**する。
⇒出てきた事項を中小企業庁でとりまとめ、**各業界の自主行動計画への反映を要請**する。
 - ③金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、**2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始**するよう要請する。

【資料 4】「型取引の適正化推進協議会」報告書について

(1) 課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

(2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。

【類型】

A：型についても取引（請負等）を行う場合

B：取引の対象は部品であるものの、型についても部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合

C：上記以外の場合

(3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には更なる前倒し	発注側が、廃棄の取り決めを定め、取り決めに基づき廃棄	発注側負担（発注側が所有する型を保管させるため）	型の廃棄・返却の目安 ・ 量産期から補給期への移行の明確化 ・ 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡	・ 秘密保持契約を含めた取決めの書面化（意図せざる図面やデータの流出防止）
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には一括払い、支払時期の前倒し	協議して、廃棄の取り決めを定め、取り決めに基づき廃棄	発注側負担（発注側が保管等の指示を行うため）	・ 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車：量産終了後15年 -産業機械：量産終了後10-15年 -電機・電子：最終生産後3年	・ 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
C	受注側	—	受注側が独自に判断	受注側負担（受注側が独自に保管を行うため）	型保管費用項目の目安 ・ 土地建物費等項目を明確化	

論点① 各項目に係る取引条件の明確化と書面化の徹底

【資料5】しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」を策定

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・ 労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・ 労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・ 下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・ 労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・ 大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・ 実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

【資料 6】中小企業の知的財産・ノウハウの保護に向けて

1. 中小企業の知的財産に関する取引改善に向けた課題

課題：①適正な契約が締結できていない

<主な生声>

- ◆契約書等の案は大企業側から提示されることが多い。共同開発による成果を全て大企業側に帰属させるものや、中小企業のみが秘密保持義務を負うなど、一方的な内容が多い。
[中小企業経営者]

課題：②中小企業における知財への取組の不足

<主な生声>

- ◆自社の強みをよくわかっていない中小企業が多い。中小企業に直接働きかけるだけでなく、よろず支援拠点など中小企業支援機関を通じて働きかけを行うのが良い。
[知財コンサル]

課題：③外部専門人材の不足

<主な生声>

- ◆中小企業の実務がわかる知財の専門家は本当に少ない。かつてビジネス感覚の無い「知財専門家」のアドバイスを受けたが、特許を取ることが目的となってしまう、経営戦略としては失敗だった。[中小企業経営者]

2. ガイドラインの概要と契約書ひな形のポイント

<ガイドラインの概要>

- ① **共同研究開発**によって得られた**成果の帰属**は、**技術やアイデアの貢献度によって決められる**ことが原則である。
- ② 監査等を行う場合、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明らかにし、
また**監査等の目的を達成するために必要な範囲を超えてノウハウ等の提供を求めてはならない**。
- ③ 試作品や技術指導により得た情報を秘密情報として取扱うなど、
ノウハウを含む知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用等してはならない。
- ④ 製造委託の目的物とされていない、**金型の設計図面等の提供を強制しない**。
これらの提供を求め、又は利用する場合は、**相当な対価を支払う**。等

ガイドラインを踏まえ、①秘密保持、②共同開発、③開発委託、④製造委託 に関する契約についての**契約書ひな形を作成**。

3. 知財取引適正化の定着に向けての取組

- ◆令和3年3月に、業界団体に対して、**ガイドラインおよび契約書ひな形**について参加企業への**周知を要請**。
- ◆さらに、ガイドラインや契約書ひな形に基づく取引の実施について、**振興基準に反映**。



企業経営のあらゆるところに「知的財産」があります！

こんな話にお心当たりありませんか？

- ✓ 見積書の詳細な内訳の提出を求められた
- ✓ 金型の納品に併せて設計図面も求められた。その後、設計図面は海外の会社に渡されたようだ
- ✓ 退職した従業員が同業他社に再就職し、顧客が奪われた
- ✓ 親事業者から工程管理のためビデオ撮影を求められた
- ✓ 秘密保持誓約書を提出させられたが、自社の側だけが義務のかかる内容だった
- ✓ 相見積りの際、ライバル会社を示された仕様書に自社が作成した設計図面が使用されていた
- ✓ 正式発注前にサンプルの製造を要請され納品したが、発注されることはなく、サンプルの返却もされない
- ✓ 工場見学の際、門外不出の製造工程情報を提供しないと発注できないと言われた
- ✓ QC工程表に自社の技術情報を記載するように求められた
- ✓ 共同で開発した技術なのに、特許出願人に加えてもらえなかった

技術情報

～技術やノウハウ～

- ・設計図・設計データ
- ・製品仕様書
- ・生産用図面
- ・原材料組成
- ・製造原価計算書
- ・研究開発データ
- ・基準（設計、生産、検査）
- ・設計手順書
- ・製造工程表
- ・加工条件
- ・技能者の技
- ・未出願の発明
- ・試作品・サンプル

営業情報

～営業上の情報～

- ・顧客名簿
- ・仕入れ先リスト
- ・納入伝票
- ・人事情報
- ・経営計画
- ・販売マニュアル
- ・訴訟関連書類
- ・役員会議事録、稟議書
- ・投資計画、資金調達計画
- ・取引先への納入価格
- ・仕入れ価格
- ・売掛／買掛台帳（月報）
- ・経理・財務データ
- ・取引基本契約書等
- ・顧客クレーム
- ・取引先の信用調査資料
- ・業務提携、出資関係情報

権利情報

～権利化された財産～

- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- ・著作権、回路配置利用権
- ・営業秘密、商号

相談
窓口

INPIT 営業秘密・
知財戦略相談窓口
03-3581-1101 内線3844



相談
窓口

INPIT 知財総合支援窓口
TEL: 0570-082100



※全国47都道府県に設置されたお近くの相談窓口におつなぎいたします。

【資料 7】第 5 回中小企業等の活力向上に関するWG資料抜粋（令和5年 4 月 5 日開催）

中小企業等の活力向上に関する現状・課題と今後の取組について

会議URL



- 中小企業が賃上げできる環境整備や、ウクライナ情勢等によるエネルギー価格・原材料価格の高騰に対応するため、**価格転嫁、取引適正化の取組み**が極めて重要。
- これまで**23業種・57の業界団体**において「**自主行動計画**」を策定し、業界全体での取引適正化を推進。全国300名の**下請Gメン**が収集した、**約1万の中小企業の取引情報**を、**各業種ごとに集計して課題を分析**。これに基づき、中小企業庁から各業界団体に対し、①自主行動計画に定めがなく、**新たに追記が必要な課題**や、②計画には規定があるものの**現場での実施・徹底が不十分な課題等を指摘**したところ。また、業種横断的に取り組むべき課題も存在。
- 事業所管省庁は、所管する団体が、**指摘された業界毎の課題や、業種横断的な課題**を踏まえ、**政府全体で取引適正化策の強化・徹底に取り組む**。

	現状・課題	今後の取組方針
自主行動計画の改定・徹底	● 中小企業庁では、中小企業から取引実態等をヒアリングする下請Gメンを、2022年4月から248名に倍増。さらに2023年1月からは300名へ増強。Gメンが年間 1 万件以上のヒアリングを行い、業種毎の課題を把握・分析。また、公正取引委員会は、昨年、独占禁止法上の優先的地位の乱用に関する緊急調査を実施し、昨年末、その調査結果を公表。 ● 下請Gメンが収集した情報、分析は、業種毎の「自主行動計画」の改善や、交渉・転嫁の状況が芳しくない親事業者への「指導・助言」、業種横断的な「振興基準」の改正等に活用。現在、23業種・57の業界団体で「自主行動計画」を策定済み。 ● 昨年 12月に開催した本WGにて、各業界の自主行動計画について、下請Gメンの情報・分析を踏まえ、実効性を高めていくことを依頼済。 ● 3月開催の中小企業政策審議会において、中小企業庁から各業界団体に対し、下請Gメンの情報・分析に基づき、業種毎の課題や改善点について具体的に指摘したところ。	● 1) 自主行動計画の改定 ① 中小企業庁からの下請Gメンヒアリングの結果に基づく指摘や公正取引委員会による緊急調査の結果を踏まえ、業界団体として、自主行動計画に記載がない事項について具体化・明記し、取り組みを深化させる。 ② 業種横断的な課題として、2024年問題など厳しい状況に直面する自動車貨物運送業界との関係で、「荷主の立場で適正な運賃水準に配慮すること」を各自主行動計画に追記する。 ● 2) 自主行動計画の遵守のための「徹底プラン」の策定 - 下請Gメンヒアリングの結果、自主行動計画に記載された内容の徹底が不十分と指摘された事項について、業界団体ごとにその事項についての「徹底プラン」を策定し、計画を遵守・徹底する。 ● 中小企業庁も、こうした取組を支援するため、関係省庁の協力を得ながら、価格転嫁のモデル事例の収集・公表や交渉を支援するための体制の検討を行う。 ● 次回 9 月の価格交渉促進月間において着実に効果が得られるよう、各業界団体とも連携し、本WGの下で政府全体で上記の取組を進める。次回の本WGにおいて、取組状況をフォローアップする予定。

「物流の2024年問題」への対応について (R5補正予算案について)

経済産業省
商務・サービスグループ 消費・流通政策課／物流企画室

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、（1）商慣行の見直し、（2）物流の効率化、（3）荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化^(※)**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策

（1）商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負担の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入^(※)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化**等の取組み^(※)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

（2）物流の効率化

- ① **即効性のある設備投資の促進**（バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進
（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進
（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック**速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進^(※)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化^(※)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

（3）荷主・消費者の行動変容

- ① **荷主の経営者層の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入^(※)**
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者の意識改革・行動変容を促す取組み**
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	： 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	： 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	： 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	： 3.0ポイント
			合計： 14.3ポイント

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初

- ・ **通常国会での法制化も含めた規制的措置の具体化**

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ **2024年度に向けた業界・分野別の自主行動計画の作成・公表**
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

速やかに実施

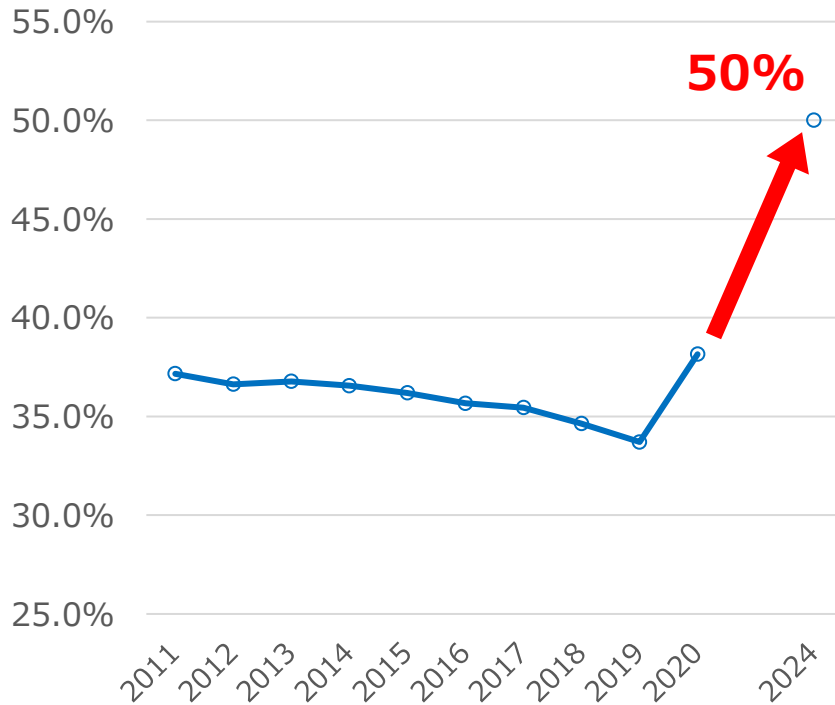
- ・ **2024年における規制的措置の具体化を前提としたガイドライン**の作成・公表等

2024年初に政策パッケージ全体のフォローアップ

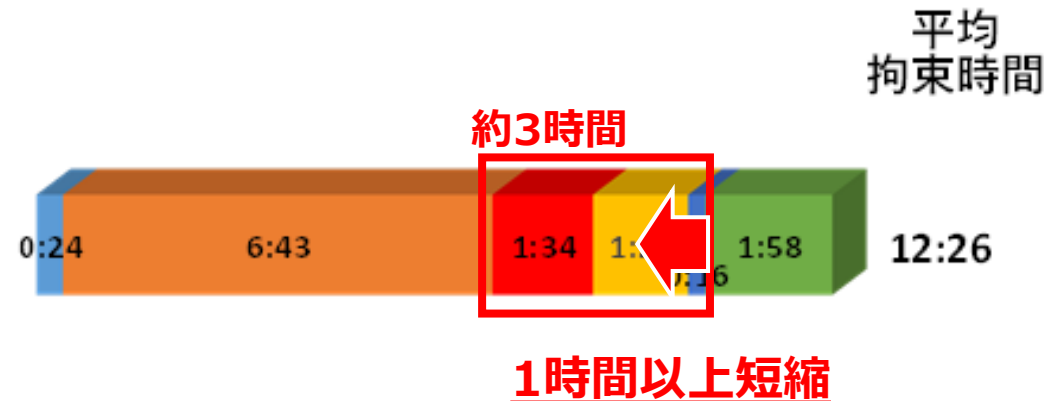
積載率の向上／荷待ち・荷役作業等の時間の短縮

- 営業用トラックの積載率は約38%(2020年度)であり、50%に向上していくことが必要。
- トラックドライバーの1運行の平均拘束時間のうち、荷待ち・荷役作業等に係る時間は計約3時間(2020年度)であり、これを1時間以上短縮することが必要。

営業用トラックの積載率の推移



1運行の平均拘束時間とその内訳 (荷待ち時間がある運行)



※荷待ち時間がない運行についても、荷役時間（積卸し時間等）は発生する。
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（令和2年度）」

(注)

- 1 「自動車輸送統計年報（国土交通省総合政策局情報政策本部）」より作成。
- 2 積載率 = 輸送トンキロ / 能力トンキロ
- 3 2020年分調査から調査方法及び集計方法を一部変更したため、変更前後の統計数値の公表値とは、時系列上の連続性が担保されない。

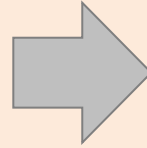
荷主による物流効率化に向けた対策の例

○パレット化による荷役時間の削減

【バラ積み・バラ降ろし】



バラ積み・バラ降ろし
2～3時間/車



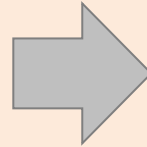
【パレット化】



フォークリフト作業
20～30分/車

○バス予約システムの導入による荷待ち時間の削減

①事前に到着時間を予約



②待ち時間なしで荷積み・荷卸し



ガイドラインの遵守・自主行動計画作成の呼びかけ

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく施策の一環として、経済産業省、農林水産省、国土交通省の連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインの遵守と業界特性を踏まえた2023年内の自主行動計画の作成について、西村経済産業大臣より呼びかけ。

■令和5年6月2日 西村経済産業大臣 閣議後会見（抜粋）

- 今回のパッケージの中でも、正に物流の適正化や生産性向上を確実なものとするべく、荷主企業や物流事業者に対する規制的措置の導入など、法案を次期通常国会に提出することを目指しておりますけれども、これでは24年に間に合いませんので、経済産業省としては今般規制的措置の導入に関する法案提出に先立ちまして発送側の発荷主企業、それから受取側の着荷主企業、そして物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめましたガイドラインを策定いたしました。
- 今後人手不足も言われる中で国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業が、その意識を変えて、これまでの商慣行を是正することが必要です。荷主企業の皆様には、この考え方をご理解いただき、本ガイドラインを遵守していただけるようお願いしたいと考えております。
- 23年、本年中を目途に、業界団体や複数の企業の協働により、業界や分野の特性に配慮した物流改善のための「自主行動計画」を作成・公表いただくことについても、併せてお願いすることとしています。

物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（概要）

2023年6月2日
経済産業省・農林水産省・
国土交通省 同時発表

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・**荷待ち・荷役作業等時間**
- ・物流の改善提案と協力
- ・**2時間以内ルール/1時間以内努力目標**
- ・運送契約の書面化 等

（2）実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・荷役作業時の安全対策 等

2. 発荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

（2）実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

3. 着荷主事業者としての取組事項

（1）実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

（2）実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

（1）実施が必要な事項

- | ○共通事項 | ○個別事項（運送モード等に応じた事項） |
|-------------|-----------------------|
| ・業務時間の把握・分析 | ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 |
| ・長時間労働の抑制 | ・トラック運送業における多重下請構造の是正 |
| ・運送契約の書面化 等 | ・「標準的な運賃」の積極的な活用 |

（2）実施することが推奨される事項

- | ○共通事項 | ○個別事項（運送モード等に応じた事項） |
|------------------------|--------------------------|
| ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 | ・倉庫内業務の効率化 |
| ・賃金水準向上 | ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 |
| | ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等 |

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

- 2024年が迫る中、2030年度の輸送力不足の解消に向け**可能な施策の前倒し**を図る「緊急パッケージ」をとりまとめ。

1. 物流の効率化

- **即効性のある設備投資・物流DXの推進**
 - ◆ **物流事業者や荷主企業の物流施設の自動化・機械化の推進**、効率化・省人化やドローンを用いた配送により人手不足へ対応
 - ・港湾物流効率化に向けた「ヒトを支援するAIターミナル」の深化や港湾物流手続等を電子化する「サイバーポート」を推進等
 - ・高速道路での自動運転トラックを対象とした路車協調システム等の実証実験等
- モーダルシフトの推進
 - ・鉄道（コンテナ貨物）、内航（フェリー・RORO船等）の輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増
 - ・31ftコンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40ftコンテナの利用拡大も促進
- トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進
 - ・荷役作業の負担軽減や輸送効率化に資する機器・システムの導入等により、快適で働きやすい職場環境の整備を促進
 - ・労働生産性の向上に資する車両を運転するための免許の取得等のトラック運転手のスキルアップを支援
- 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
 - ・農産品等の流通網の強化（中継輸送等の推進）
 - ・物流施設の非常用電源設備の導入促進等による物流施設の災害対応能力の強化等の推進
 - ・モーダルシフト等に対応するための港湾施設の整備等を推進
 - ・高規格道路整備や渋滞対策、IC・空港・港湾等へのアクセス道路の整備に対する支援による物流ネットワークの強化
 - ・トラックドライバーの確実な休憩機会の確保のため、SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充や駐車マス予約制度の導入などの 取り組みの推進
- 標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進
- 燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）
- 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- 道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

2. 荷主・消費者の行動変容

- 宅配の再配達率を半減する緊急的な取組
 - ・ポイント還元を通じ、コンビニ受取等柔軟な受取方法やゆとりを持った配送日時の指定等を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業を実施
- 政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3. 商慣行の見直し

- トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）
 - ・荷主による違反原因行為の調査を踏まえた「要請」等の集中実施、国土交通省及び 荷主所管・法執行行政機関による連携強化
- 現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）
- 適正な運賃の収受・賃上げ等に向け、**次期通常国会での法制化を推進**
 - ◆ **大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等**
 - ◆ **大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け**
 - ◆ トラック事業における**多重下請け構造の是正**に向け下請状況を明らかにする**実運送体制管理簿**の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

物流効率化に向けた先進的な実証事業

令和5年度補正予算案額 55億円

商務・サービスグループ
消費・流通政策課
／物流企画室

事業の内容

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。
物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。
『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

事業概要

- (1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業
荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。
- (2) 自動配送ロボット導入促進実証事業
公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中堅企業1/2、中小企業2/3
- (2) 補助率：大企業・中堅企業1/3、中小企業2/3

成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

事業（１）について（対象の物流設備の例）

想定する対象機器・システム等

〔この例示は一部であり、加えて、各業界・輸送品ごとに固有の物流設備も含まれ得る。〕

入出荷

トラックローダー



フォークリフト(有人・無人)



パレタイザー・デパレタイザー

⋮



保管

物流資材、洗浄等附属設備



レンタルパレット

自動倉庫（ビル式、パレット式）



保管ラック

⋮

運搬

コンベヤ

垂直搬送機

AMR（自律走行搬送ロボット）



AGV（無人搬送ロボット）

⋮



仕分け

自動仕分け機



ピッキングシステム・ロボット

⋮



等

システム関係

バス予約システム

倉庫管理システム

伝票電子化・物流EDI

AIカメラ・システム

RFID等自動検品システム

工程設計・BIシステム

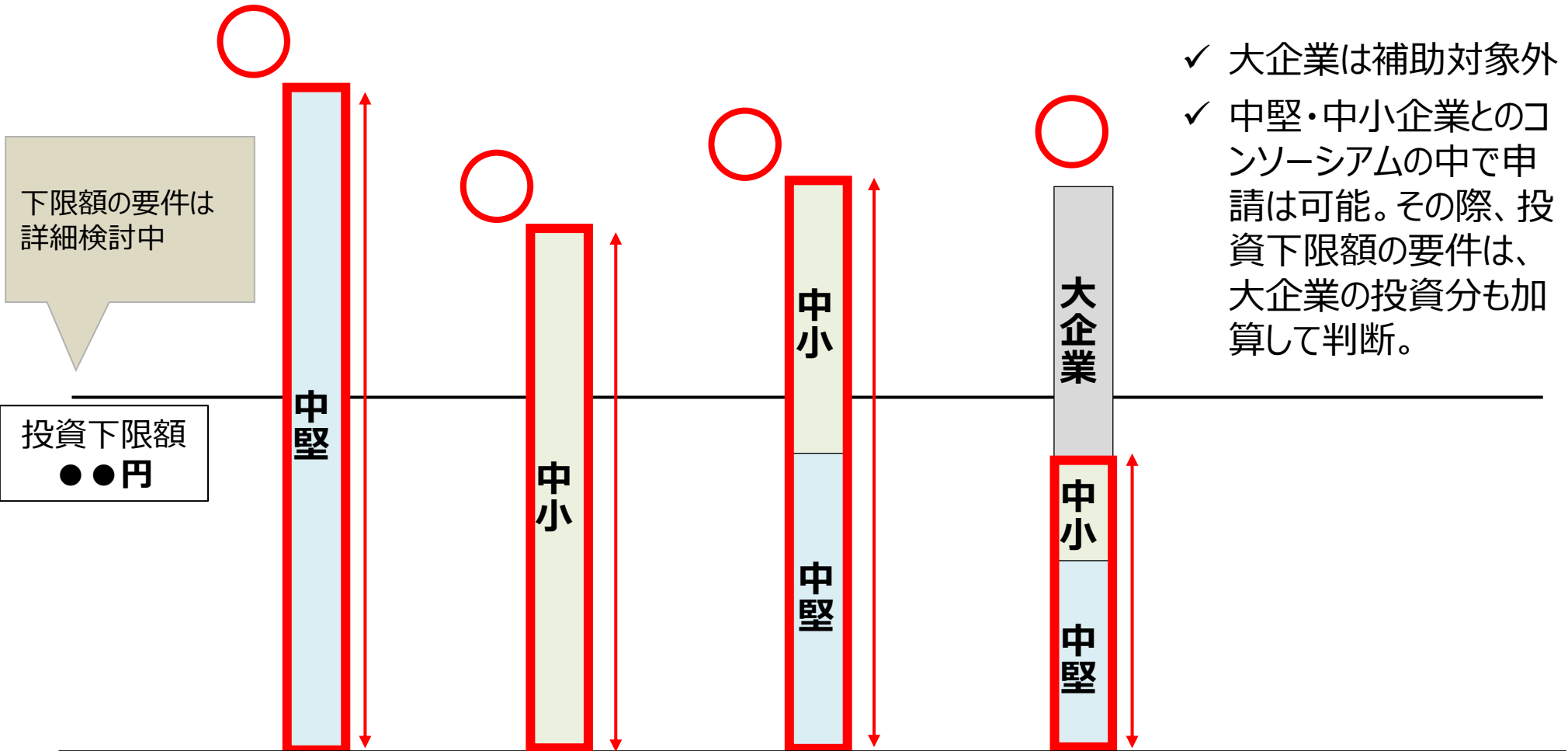
積付管理システム

輸送マネジメントシステム

等

コンソーシアム形式について（大企業の取扱い等）

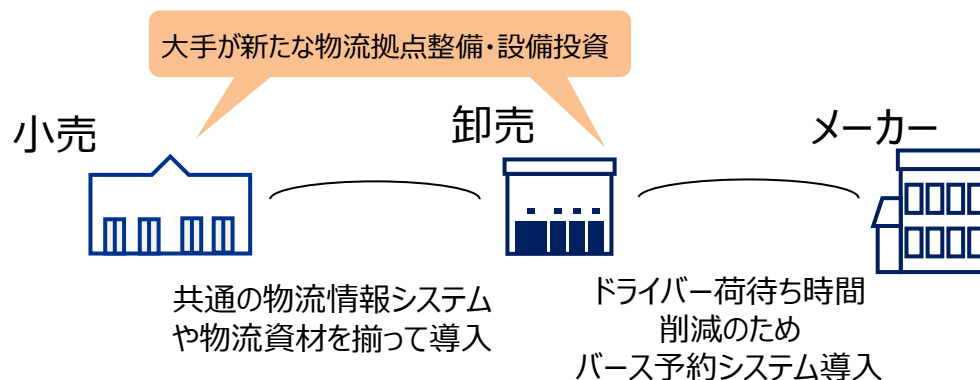
- 複数の企業によるコンソーシアム形式での共同申請も可能。関連企業と一体となって物流設備への投資を行い、シナジー効果により、より高い物流効率化効果を期待。
- 投資金額の下限要件(※現在検討中)は、コンソーシアム参加企業による投資額の合計で判断することとし、その際、補助対象外の大企業による投資金額も加算。



コンソーシアム形式の想定例

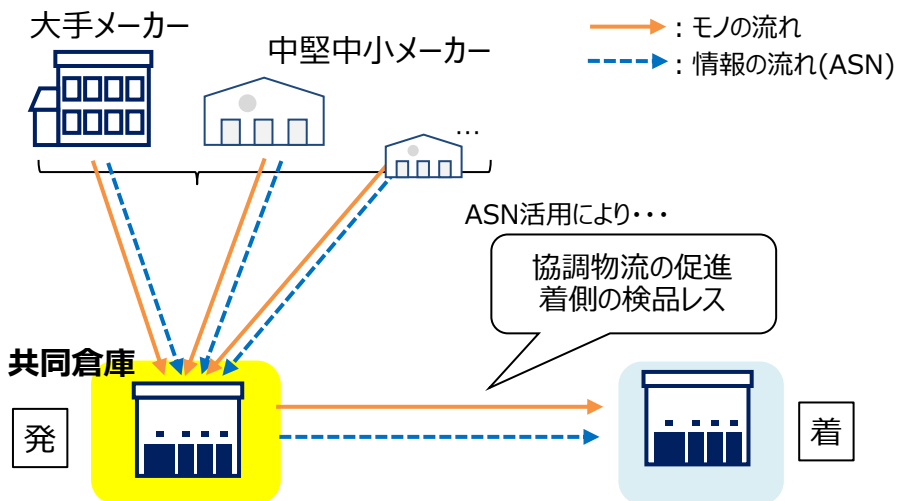
【例①】製・配・販の連携

- 卸や小売の地元の手が新たな物流拠点の整備等の設備投資を実施。
- その際、物流効率化のため、サプライチェーンの取引先が足並みをそろえて取り組む。



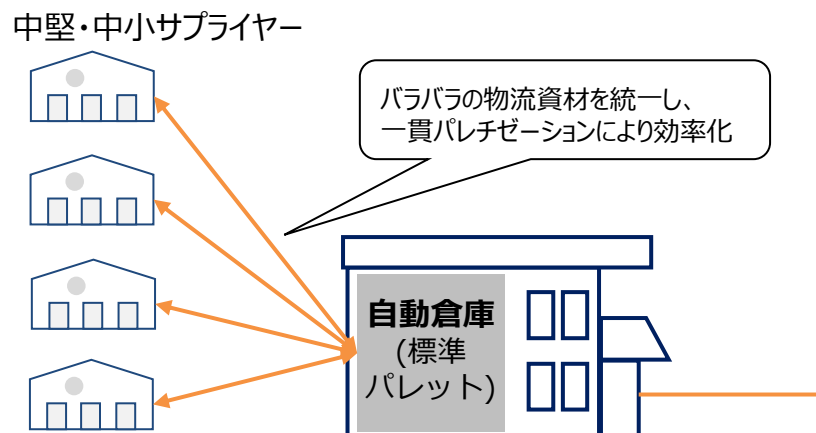
【例②】ASN活用

- 複数メーカーで共同倉庫を利用中。
- 事前出荷情報ASNを実装することにより、**拠点単位**で、より一層効率的な共同の配車組みや着側拠点における入荷検品作業の大幅な省力化が期待。
- 共同倉庫を利用している全メーカーがASN対応のシステム改修(～数千万円規模)を行う必要がある。



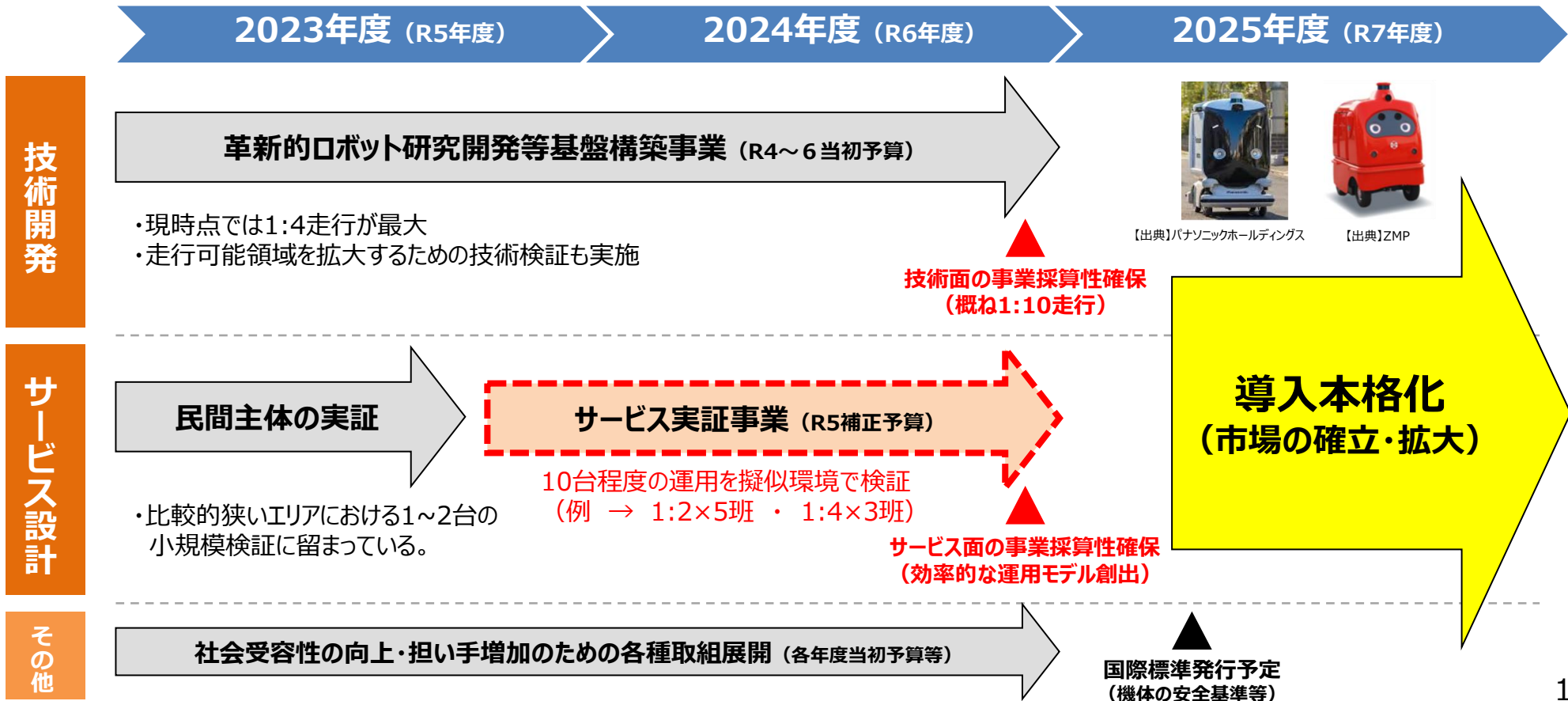
【例③】一貫パレチゼーション

- 原材料受入れエリアに**自動倉庫**を導入。
- その際、**業界標準パレット**を採用し、取引先の堅中小のサプライヤーにも協力を依頼。従来は、サプライヤー毎にバラバラの資材で納入が行われていたが、**統一化**のため、各サプライヤーにおいてパレタイザーの改造等の対応を実施。



事業（２）について（実証の内容と位置付け）

- 23年4月に改正道路交通法が施行され、自動配送ロボットの社会実装に向けた制度環境が整った。
- 技術面では、複数台同時走行技術（概ね1人で10台のロボット）の実装がポイントであり、既存の技術開発事業を通じて、24年度末の実装を目指している。
- サービス面では、需要に応じて複数台を効率的に運用するサービスモデルを確立すべく、技術面と同じく24年度末を目標に、本補正予算を通じて推進することで、25年度以降の導入本格化を目指す。



中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算案額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。



パートナーシップ構築宣言について

経済産業省
中小企業庁事業環境部企画課
令和5年12月

「パートナーシップ構築宣言」とは

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、**サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄**を目指し、「発注者」側の立場から、「**代表権のある者の名前**」で宣言するもの。
 - (1) サプライチェーン全体の共存共栄と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
 - (2) **下請企業との望ましい取引慣行**（「振興基準」）の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- 「**未来を拓くパートナーシップ構築推進会議**」（2020年5月）において、導入を決定。

1. 宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

下請け・受注者

価格転嫁の要望等

宣言！

親会社・発注者

望ましい取引慣行

製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用**や**清掃・メンテナンス業務委託、備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

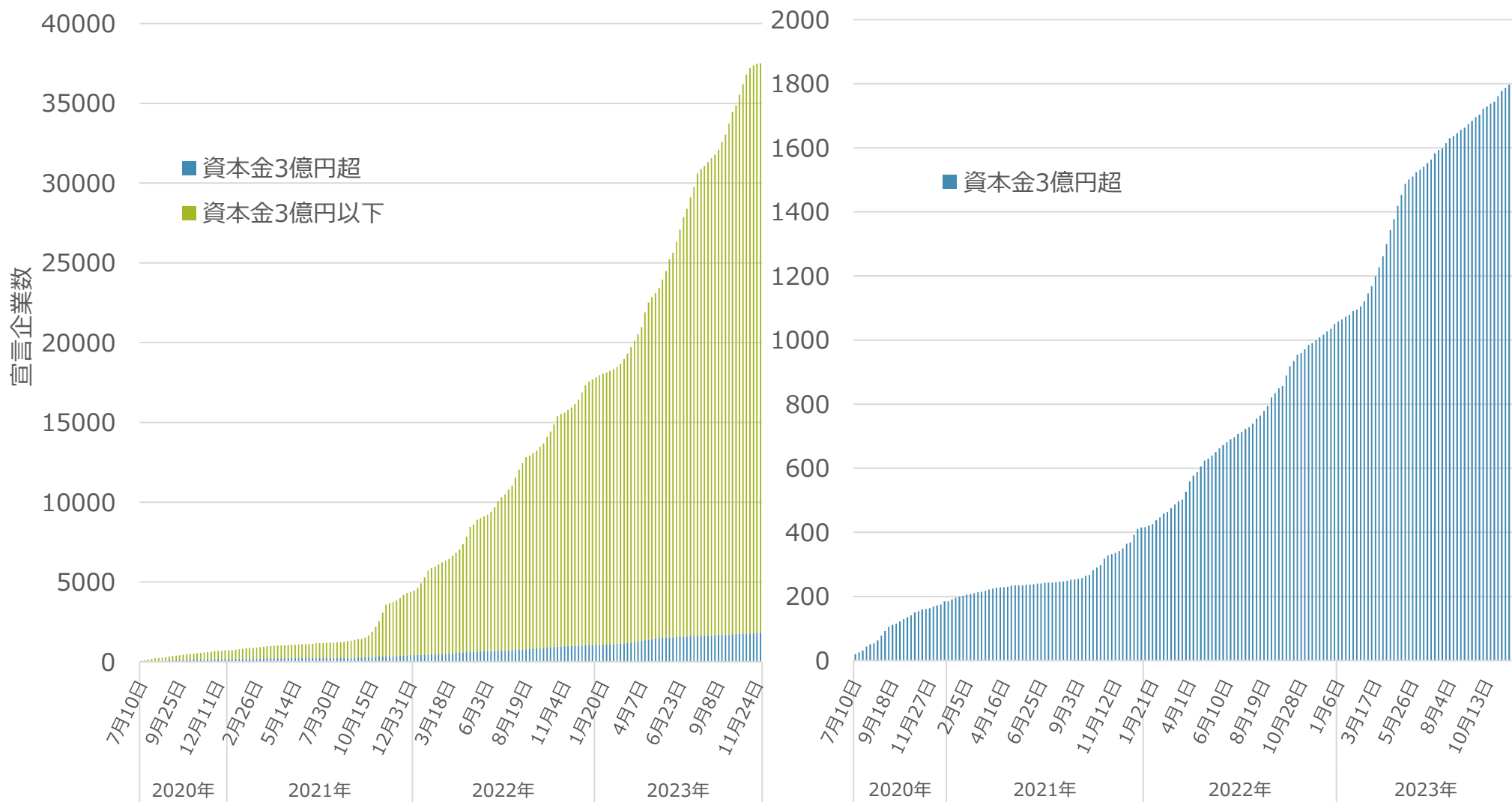
2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 【共同議長】経産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連、日商、連合
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日に開催。

パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2023年12月1日時点で**37,611社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**1,812社**）

■ 宣言数の推移



地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 宣言の更なる拡大に向けて、2月に、西村経産大臣から地方経産局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。
- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。

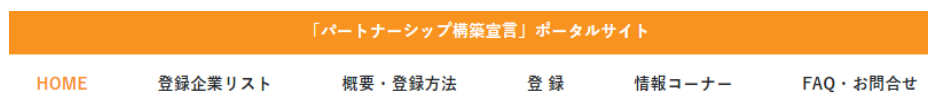
〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2023年11月10日時点）〉



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義①

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト



「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク



登録企業リスト

現在の登録数

11138 社

「パートナーシップ構築宣言」の

概要

登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の

登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができます。



■SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-1

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

＜中小企業庁補助金＞

● ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- ➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の**設備投資等**を支援
- ※16次公募期間（～11月7日（火）まで）

● 事業再構築補助金

- ➡新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等、思い切った**事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等**を支援
- ※ 公募期間終了

＜資源エネルギー庁補助金＞

● ①需要家主導型太陽光発電及び②再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金

- ➡①需要家が小売電気事業者・発電事業者と一体となって取り組む**太陽光発電の導入や蓄電池の併設**を支援。
※公募期間（4月3日（月）～ 5月26日（金）まで）
- ➡②FIPの認定を受ける案件であること等を条件に、一定の容量・価格の上限のもと、**蓄電池の導入**を支援
※公募期間（4月10日（月）～ 6月2日（金）まで）

● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

- ➡民間の大規模建築物について**ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化**を支援
- ※公募期間(一次)（5月8日（月）～6月5日（月）まで）
- ※公募期間(二次)（7月31日（月）～8月28日（月）まで）

● 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

- ➡**省エネルギー設備**に入れ替える企業を支援
- ※公募期間(一次)（3月27日（月）～ 4月24日（月）まで）
- ※公募期間(二次)（5月25日（木）～ 6月30日（金）まで）

● 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

- ➡**避難所や避難困難者が多数生じる施設等**に設置する**LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費**を支援
- ※LPガス分の公募期間（5月31日（水）～6月30日（金）まで）
- ※石油分の公募期間（5月～6月19日(月)まで。）

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-2

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<経済産業省補助金>

● 伝統的工芸品産業支援補助金

- ➡「**伝統的工芸品産業の振興に関する法律**」に基づき、組合、団体及び事業者等が実施する事業に要する経費を支援
- ※公募期間（1月6日（金）～2月6日（金）まで）

● 皮革産業振興対策事業費補助金

- ➡**皮革関連産業**の商品開発力やデザイン力の向上と消費者への認知度を高めるための**見本市の開催やPR事業等**を支援
- ※公募期間（1月18日（水）～2月17日（金）まで）

● 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

- ➡**福島**イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う**実用化開発等**を支援
- ※公募期間（2月13日（月）～4月7日（金）まで）

● コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

- ➡収益チャネルの多様化や顧客体験価値の向上を行うコンテンツに関する**イベントの実施に関する費用等**を支援。
- ※公募期間(第2回)（4月14日（金）～5月8日（月）まで）
- ※公募期間(第3回)（6月16日（金）～7月7日（金）まで）
- ※公募期間(第4回)（8月18日（金）～9月8日（金）まで）

● アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

- ➡**アジア新興国等の外国人材を対象に**日本企業が有する**カーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナーや寄附講座の開設等**を支援
- ※公募期間（1月18日（水）～2月20日（金）まで）

● 技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門 家派遣・寄附講座開設事業）

- ➡**海外展開の促進等**に向け、日本における研修や講義及び開発途上国の製造現場等を活用した専門家による指導、**開発途上国**の高等教育機関等における寄附講座の開設等を通じた**現地人材の育成・獲得を支援**
- ※公募期間（1月18日（水）～2月20日（金）まで）

● ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

- ➡平時に生産しているバイオ医薬品を、**有事の際には感染症に対するワクチンを製造できる、両用性を備えたデュアルユース設備の導入等**を支援
- ※公募期間（3月17日（金）～5月19日（金）まで）

● 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

- ➡被災者の「働く場」を確保し生活基盤を取り戻すため、**被災地の工場等の新增設や企業立地**を支援
- ※公募期間（4月7日（金）～7月7日（金）まで）

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義②-3

- 以下などの**補助金で加点**を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

<他省庁補助金>

● 海外展開・酒蔵ツーリズム補助金

- ➡ **酒類事業者**による**海外展開**（販路拡大・ブランド化）や**酒蔵ツーリズム**を推進する取組を支援

※公募期間（～2月28日（火）まで。最終締切4月28日（金））

● 新市場開拓支援事業費補助金（フロンティア補助金）

- ➡ **酒類事業者**による国内外の**新市場を開拓するなどの意欲的な取組**を支援

※公募期間（～2月28日（火）まで。最終締切4月28日（金））

● 食品原材料調達安定化対策事業補助金

- ➡ **食品製造事業者等**が原材料の調達に関するリスクに対応するための**調達先の多角化、原材料の切替及び製造コスト削減等**を支援

※公募期間（4月17日（月）～5月12日（金）まで）

● 中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入等支援補助金

- ➡ **中小トラック運送事業者**に対する**テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入等**を支援

※公募期間（2月27日（月）～3月22日（水）まで）

● モーダルシフト等推進事業

- ➡ 温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、**荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組**を支援

※公募期間（5月9日（火）～6月9日（金）まで）

● 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組事業（SHIFT事業）企業間連携先進モデル支援

- ➡ **企業間で連携したサプライチェーンの脱炭素化の取組**を支援

※公募期間（5月26日（金）～6月30日（金）まで）

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義③

- 資本金10億円以上・従業員数1,000人以上の企業は、**賃上げ促進税制**を活用時に**宣言が必要**です。**2022年度から拡充**された税制は、**2023年3月末以降の税務申告から適用**されます。

■賃上げ促進税制

継続雇用者の**賃金**を引き上げた場合、増加分の**15%以上（最大30%）**を法人税額等から控除。

（適用期間：2022年 4月～2024年3月に始まる事業年度）

【適用要件】

- 通常要件：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**3%以上**増えていること

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要

- 上乗せ要件①：継続雇用者給与等支給額が、前事業年度より**4%以上**増えていること

- 上乗せ要件②：教育訓練費の額が、前事業年度より**20%以上**増えていること

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

税額控除率を**10%上乗せ**

税額控除率を**5%上乗せ**

マルチステークホルダー方針の中で、**パートナーシップ構築宣言**を公表していることが必要

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義④

- **コーポレートガバナンス・コード**では、サステナビリティを巡る課題として、「**取引先との公正・適正な取引**」が新たに位置づけられた。
- また、**コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針**においては、**取締役会の役割**として、「**パートナーシップ構築宣言**」の**宣言状況・実行状況を監督**することが新たに位置づけられた。

■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとする**サステナビリティを巡る課題**について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2－3 ① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、**取引先との公正・適正な取引**、自然災害等への危機管理など、**サステナビリティを巡る課題への対応は**、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、**これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき**である。

■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）

(平成29年3月策定・平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂CGSガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「**パートナーシップ構築宣言**」を**行っているかどうか**についての状況や、宣言している場合にはその**実行状況**について**取締役会が監督**することが有益である。

「パートナーシップ構築宣言」を公表する意義⑤

- **日本政策金融公庫の「企業活力強化資金」において、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が、宣言内容に基づく取組を実施するために必要な設備資金や長期の運転資金について、長期固定金利の資金融資を受けることが可能。**

企業活力強化貸付

JFC 日本政策金融公庫
中小企業事業

日本政策金融公庫 中小企業事業の

企業活力強化資金

中小商業者・サービス業者などの経営の近代化や流通機構の合理化、下請中小企業の振興、空き店舗などの解消を図る中小企業者を支援します。

対象者

経営の近代化、合理化および下請中小企業の振興など
を図る中小企業の方

次世代を見据えた
経営のために。

融資限度額

直接貸付
7億2千万円
代理貸付
1億2千万円

金利
長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち償還期間2年以内)
運転資金
7年以内
(うち償還期間2年以内)

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金(注1)	融資限度額	融資利率(注2)	融資期間
A	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	次の①～④に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金 ①合理化、共同化などを図るための設備の取得 ②セルフサービス店の取得 ③集配センターの取得(卸売業者に限る) ④ショッピングセンターへの入居(卸売業者を除く) ⑤販売促進・人材確保		設備資金 2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率① (一定の要件を満たす商店街の空き店舗へ出店するために必要な資金および地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合などの地区において事業を行うために必要な資金については、2億7千万円を限度として、特別利率②) 2億7千万円超 基準利率 運転資金 基準利率	
B	中心市街地関連地域(大規模店関連地域の一部および中心市街地など)において卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業を営む方(注3)	上記Aの①～④および新分野への進出に必要な設備資金および長期運転資金並びに⑤に必要な長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率②、① 2億7千万円超 基準利率	
C	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき、中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業および同法第7条第10項第1号に掲げる事業のいずれかの事業を実施する方	当該事業を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		特別利率③	設備資金 20年以内 (うち償還期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち償還期間2年以内)
D	中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかの事業を営む方、またはこれらの方で構成された事業協同組合など	上記Bと同じ		2億7千万円まで 特別利率③ 2億7千万円超 基準利率	
E	下請中小企業振興法に基づき特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体構成する方	認定計画の実施のために必要な設備資金および長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
F	取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金	代理貸付 1億2千万円	基準利率 ただし、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方が必要とする資金については2億7千万円まで 特別利率①	
G	親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金		基準利率 ただし、脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方が必要とする資金については、2億7千万円まで 特別利率②	
H	「パートナーシップ構築宣言」を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録・公表している方	「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および長期運転資金		基準利率	

パートナーシップ構築シンポジウム

- パートナーシップ構築宣言の更なる拡大、意義の浸透、実効性の向上と、サプライチェーン全体での協力拡大に向けた機運醸成を目的としたシンポジウムを初めて開催。
- 経済産業大臣賞を新たに創設し、グリーン化や人材マッチングなど、新たな連携に取り組む優良事例の表彰・紹介なども行った。

日時：2022年11月25日（金）16:00～17:30

会場：ベルサール虎ノ門

※オンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式

主催：経済産業省

後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所

参加実績：会場 約100名、オンライン 約1,300名（企業の調達担当、渉外、経営企画等が中心）

プログラム

16:00-16:05 開会挨拶（経済産業大臣 西村 康稔）

16:05-16:10 パートナーシップ構築宣言に関する経済産業省の取組（角野長官）

16:10-16:25 基調講演（オムロン(株) 立石 文雄 取締役会長）

16:25-16:40 優良企業の表彰（審査委員長 伊藤 邦雄 一橋大学名誉教授）

16:40-17:05 優良な取組事例の紹介（大臣賞:花王(株)、中小企業庁長官賞:(株)日立システムズ）

17:05-17:10 閉会挨拶（日本商工会議所 小林 健 会頭）



表彰企業の取組概要

経済産業大臣賞：花王(株)

- 花王グループは、2019年4月にESG戦略「Kirei Lifestyle Plan」を策定し、ESG調達を推進。
- 主要なサプライヤーについて、国際的な評価枠組みである、CDPサプライチェーンプログラムやSedexへの回答を促し、アセスメント結果を花王独自の視点からフィードバックすることで、ESG活動への支援を実施。
- また、サプライヤーとの情報共有・意見交換、表彰の場として「ベンダーサミット」を毎年開催。

中小企業庁長官賞：(株)日立システムズ

- IT業界においては、優れた技術力をもったデジタル人財の確保が課題となっており、パートナー企業と連携して解決に取り組んでいる。
- パートナー企業の人財のスキルマップ情報と、同社のプロジェクト情報を組み合わせて、マッチングする「人財マッチング」の取組を推進。
- マッチングにつながるニーズの高いスキル情報をパートナー企業に共有するとともに、パートナー企業の社員向けにも教育機会を提供。

経済三団体連名のパートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けた要請

- 2023年1月13日に、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会は連名で、要請『「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて』を取りまとめ、会員事業者等に周知した。

■ 要請の要旨

1. 「パートナーシップ構築宣言」の積極的な宣言・実行・見直し・普及

- ・積極的な宣言・公表と、社内体制を明確にした確実な実行。下請中小企業振興法の振興基準等を踏まえた見直し。
- ・直接の取引先を通じてその先の取引先へ働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ） ことにより、実効性確保と社会全体への浸透。

2. 公正・適正な取引の徹底

- ・宣言の趣旨および自社の宣言内容の自社調達部門等の取引現場への浸透、取引先への明示。
- ・受注側企業におけるコスト上昇分について、積極的な価格協議と、取引対価への円滑な反映。
- ・約束手形の利用をできる限り廃止、現金により支払うよう努める。
- ・下請取引においては、60日以内の支払いを徹底。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた取組み

- ・業界内において依るべき優良な取引慣行について体系的な改善サイクルを確立。 等

要請の全文(日商HP) : https://www.jcci.or.jp/20230113_written-request.pdf

(ご参考)
宣言の作成・登録方法

宣言文の作成（ひな形①）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

定型部分
（原則引用）

取組状況に応じ
1つ以上選択し、
内容を記載

定型部分（引用）

タイトル・項目は
定型（引用）※
内容はひな形を元に
作成
※型取引を行っていない
場合は②不要

宣言文の作成（ひな型②）

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

タイトル・項目は
定型（引用）
内容はひな形を元に
作成

任意

代表者名で署名

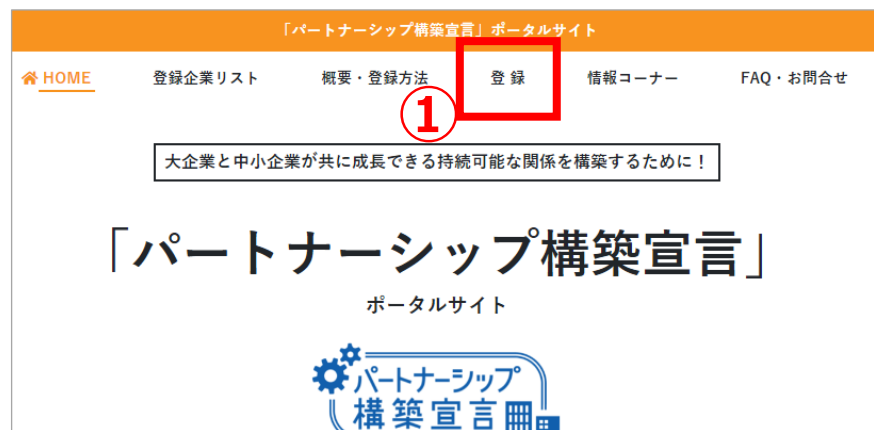


詳細はポータルサイト上の記載要領をご覧ください。
ご不明点は担当にお問い合わせください。

登録の流れ

- 宣言の登録はポータルサイト上で行います。ポータルサイトからひな型をダウンロードして宣言文の作成し、完成した宣言文をPDF形式でポータルサイト上アップロードし、必須項目を入力して登録します。
- 登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文が公表されます。（宣言文に不備がある場合は事務局からご連絡します。）

① ページ上部のメニューから「登録」をクリック



② ひな形をダウンロードし、宣言文を作成 (宣言文の作成は次ページ以降をご参照ください。)

③ 企業名や業種等、必須項目を入力

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

HOME > 登録

② ひな形を入力の上、「パートナーシップ構築宣言」をPDFでアップロードしてください。

パートナーシップ構築宣言 ひな形

パートナーシップ構築宣言 記載見本

パートナーシップ構築宣言 記載要領

③

企業名 必須

※法人格と社名の間は空けないでください。

例：株式会社パートナーシップ構築宣言

企業名 (ふりがな) 必須

※法人格は入力しないでください。

例：ばーとなーしつぷこうちくせんげん (全角「ひらがな」のみ)

法人番号 必須

※詳細は 国税庁HP をご覧ください。

※個人事業主の方は「個人事業主」にチェックを入れてください。

例：1234567890123 (13桁の半角数字)

☐ 個人事業主

主な業種 必須

(売上高が最も高い、本宣言内容に最も関係が深いなど、主な事業内容として最も近いものを1つ選)

選択してください

...

【宣言文をアップロードされる前に確認をお願いします】

■ 「ひな形」の『②型管理などのコスト負担』について 必須

「ひな形」の「2.「振興基準」の遵守」の2番目『②型管理などのコスト負担』について、型（主に製造業における金型等）を活用した取引を行っていない場合には、この項目を削除してください。

☐ 型管理の有無について確認しました

④ 作成した宣言文をPDF化し、アップロード

⑤ 入力内容の確認→「登録する」をクリックして登録完了

■ 「パートナーシップ構築宣言」のアップロード 必須

ファイルを選択 選択されていません

※アップロード可能なファイルはPDFのみです。

※作成された宣言文中に、タイトル「パートナーシップ宣言」の後に赤字で例示されている「のひな形」の文字、文中に、※赤字で記載されている説明文、3. その他（任意記載）欄に赤字で記載されている（例）文、以上の説明・例示箇所（いずれも赤字記載）が残っていないかご確認の上、アップロードしてください。

⑤

入力内容の確認

価格交渉促進月間（2023年9月） フォローアップ調査の結果について （速報版）

令和5年11月28日
中小企業庁

2023年9月 価格交渉促進月間、フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格交渉・転嫁できる環境を整備するため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2023年9月で**5回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。
(※11月28日時点における速報版。個別業種ごとの交渉・転嫁等も含めた確報版は12月以降公表の予定)

①アンケート調査

○調査の中身、業種

中小企業等に、発注側の事業者（最大3社分）との間の価格交渉・転嫁の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2023年10月10日～11月10日

○回答企業数 35,175社（※回答から抽出される発注側企業数は延べ42,924社）
（参考：2023年3月調査：17,292社、2022年9月調査：15,195社）

○回収率 11.7%（※回答企業数/配布先の企業数）

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査対象

地域特性や業種バランスに配慮した上で、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で、十分な価格交渉が行われていない状況が見られた事業者等も含め、対象先を選定。

○調査期間 2023年10月23日～12月6日（予定）

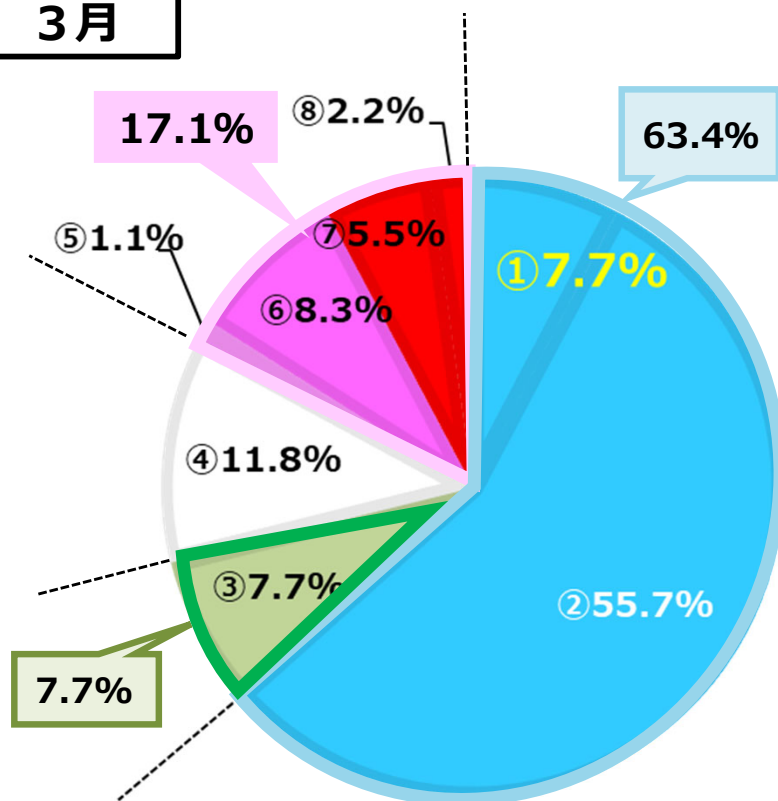
○ヒアリング件数 約2,000社

価格交渉の状況

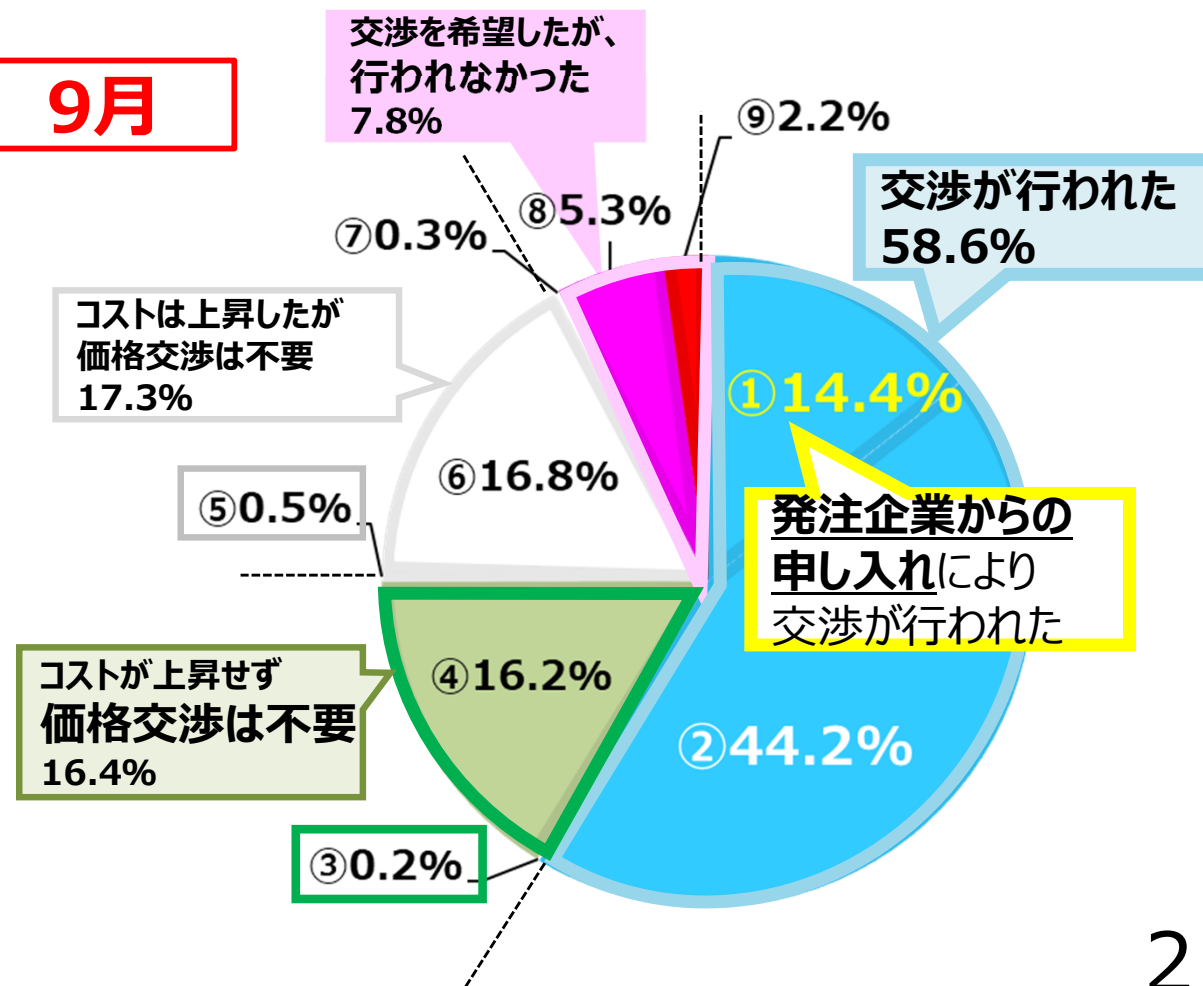
- 「発注側企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、3月時点から概ね倍増（下図の黄色①：7.7%→14.4%）。
- また、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合は10ポイント程度、減少（ピンク色：17.1%→7.8%）。
- 「コストが上昇せず、価格交渉は不要」と回答した受注企業の割合（下図の緑色）が16.4%。3月時点より約8ポイント増加（7.7%→16.4%）。コスト上昇が一服、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格交渉を不要と考える企業が増加。
⇒ 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつある。
- 【残る課題】「コスト上昇したが、下請の方から『価格交渉は不要』と判断し、交渉しなかった」割合が16.8%存在。⇒ この中には、「交渉資料を準備できない」、「価格改定の時期が数年に1度」等の理由で、機動的な価格交渉が出来ていない者も残る。

直近6ヶ月間における価格交渉の状況

3月



9月



(参考) 価格交渉【アンケート質問票と回答分布】

問.直近 6 ヶ月間における貴社と発注側企業との価格交渉の協議について、御回答ください。

3月

9月

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	7.7%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	55.7%
③	コストが上昇していないため、自社から交渉を申し出なかった。	7.7%
④	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	11.8%
⑤	コストが上昇し、発注企業から申し入れはあったが、発注減少や取引中止を恐れ、辞退した。	1.1%
⑥	コストが上昇したが、発注企業から申し入れはなく、発注減少や取引中止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	8.3%
⑦	コストが上昇しているので、発注企業に交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	5.5%
⑧	発注企業から、減額の交渉の申し入れがあった。又は、協議の余地なく一方的に取引価格を減額された。	2.2%

n=20,722

①	発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	14.4%
②	受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	44.2%
③	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.2%
④	コストが上昇せず、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.2%
⑤	コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.5%
⑥	コストが上昇し、発注企業から申し入れはなかったが、価格交渉は不要と判断し、受注企業から交渉を申し出なかった。	16.8%
⑦	コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	0.3%
⑧	コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった。	5.3%
⑨	コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。	2.2%

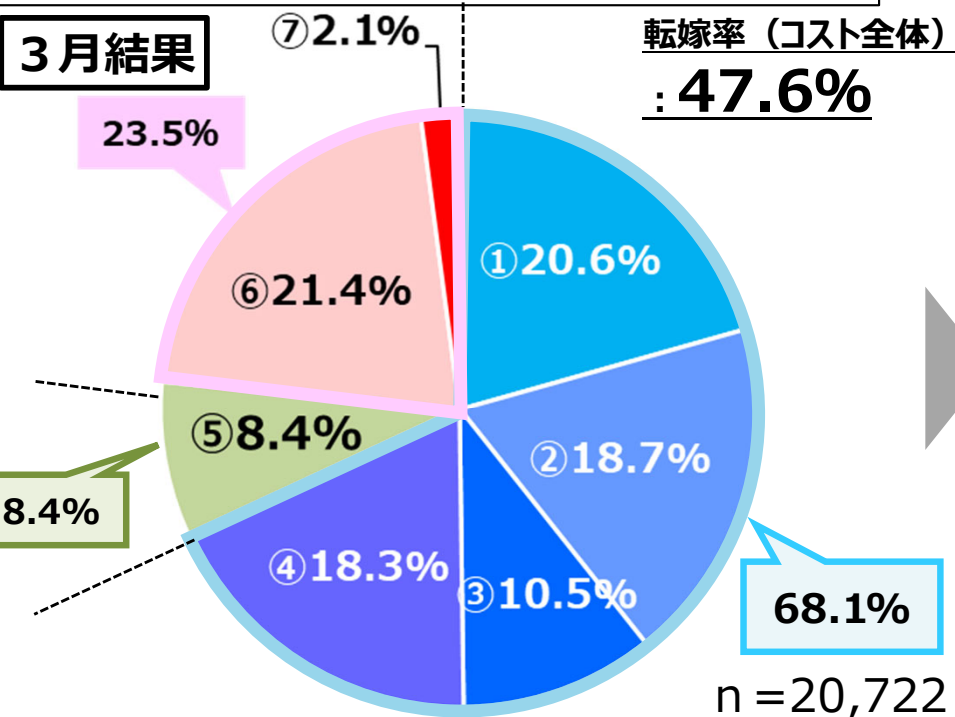
n=42,924

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- コスト全体の転嫁率は、3月時点より微減（47.6%→45.7%）。⇒ 交渉だけでなく、より高い比率での転嫁が課題。
- 一方で、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」の割合（下図緑色⑤）が約2倍に増加（8.4%→16.2%）。
⇒ コスト上昇が一服し、あるいは既に価格転嫁（値上げ）出来たため、価格転嫁を不要と考える企業が増加傾向。
- また、「全く転嫁できなかった」、「コストが増加したのに減額された」割合の合計は減少（下図ピンク：23.5%→20.7%）。
⇒ 価格転嫁の裾野は広がりつつある。今後は、この裾野の拡大に加えて転嫁率の上昇を図っていくことが重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

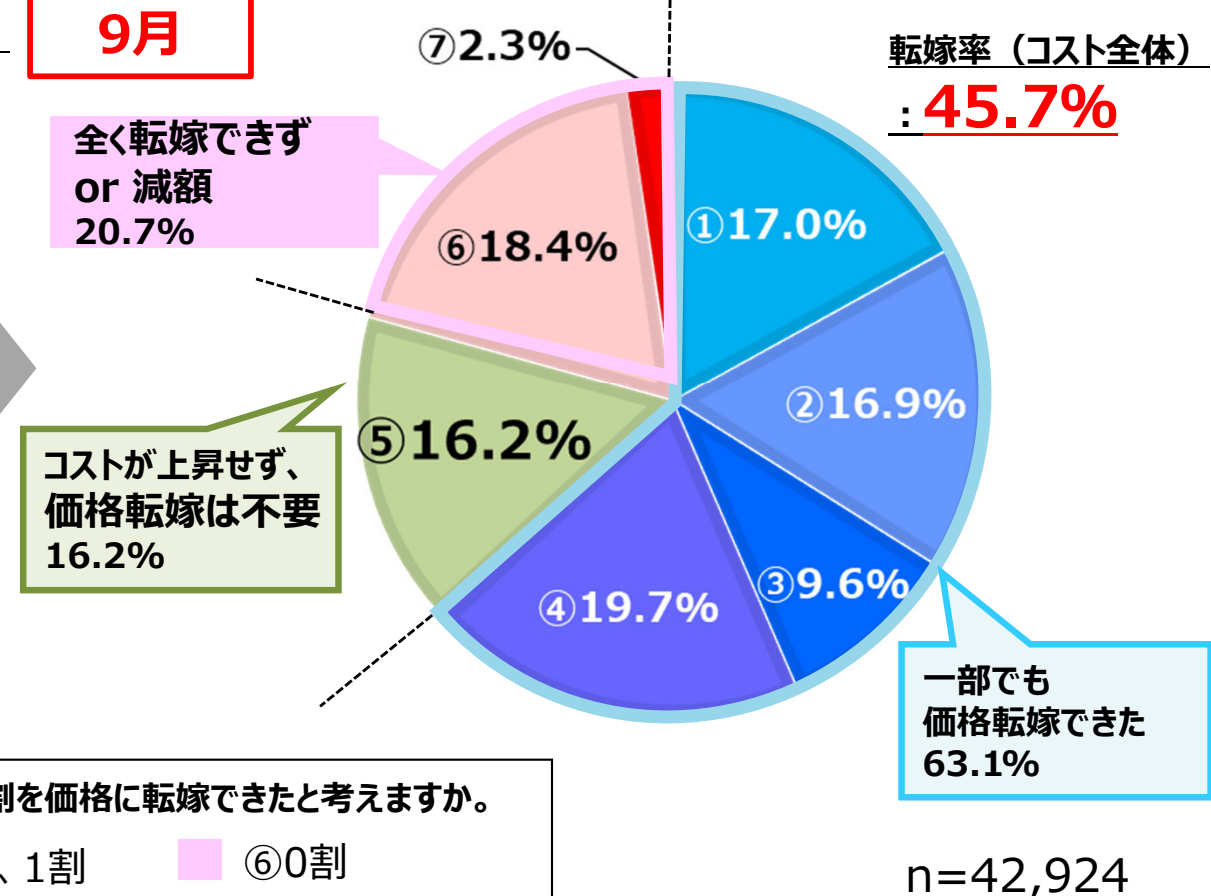
3月結果



9月

全く転嫁できず
or 減額
20.7%

コストが上昇せず、
価格転嫁は不要
16.2%

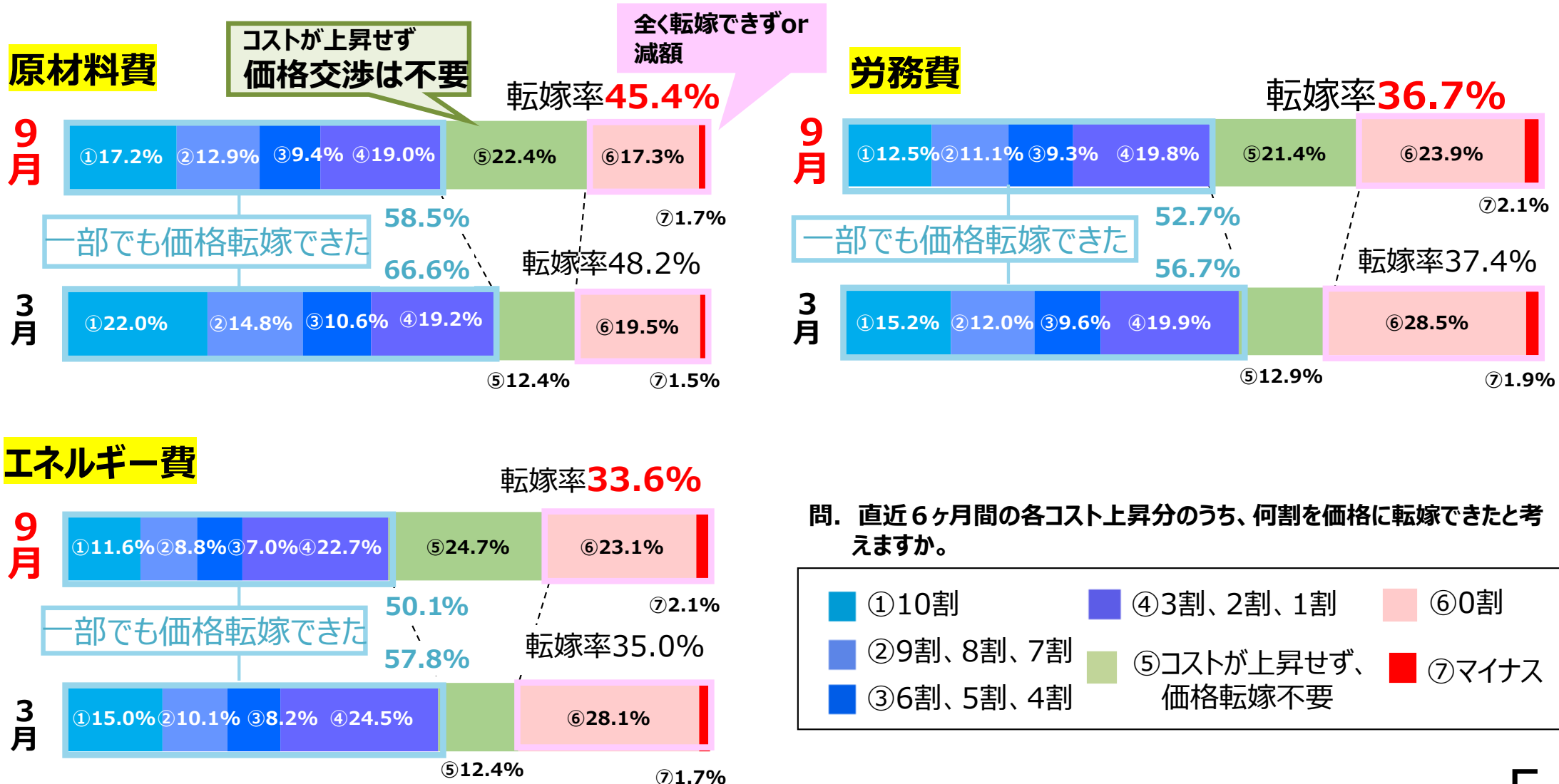


問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

- | | | |
|------------|-----------------------|--------|
| ① 10割 | ④ 3割、2割、1割 | ⑥ 0割 |
| ② 9割、8割、7割 | ⑤ コストが上昇せず、
価格転嫁不要 | ⑦ マイナス |
| ③ 6割、5割、4割 | | |

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

- コスト要素毎に見ても、原材料費、エネルギー費、労務費のいずれについても、「コストが上昇せず、価格転嫁が不要」(下記の緑色)が、約10ポイント増加。
- 3月時点と同様、労務費、エネルギー費は、原材料費と比較して約10ポイント低い水準。



価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）

- 機械製造（2位）、化学（3位）、自動車・自動車部品（8位）、印刷（9位）、広告（18位）は、3月調査よりも5段階以上、順位が上昇。

順位	2023年3月	順位	2023年9月
1 位	造船	1 位	造船→
2 位	繊維	2 位	機械製造 ↑ ↑
3 位	食品製造	3 位	化学 ↑ ↑
4 位	飲食サービス	4 位	食品製造 ↓
5 位	建材・住宅設備	5 位	電機・情報通信機器 ↑
6 位	卸売	6 位	金属 ↑
7 位	金属	7 位	繊維 ↓ ↓
8 位	電機・情報通信機器	8 位	自動車・自動車部品 ↑ ↑ ↑
9 位	機械製造	9 位	印刷 ↑ ↑ ↑
1 0 位	紙・紙加工	1 0 位	卸売 ↓
1 1 位	製菓	1 1 位	鉱業・採石・砂利採取 ↑ ↑
1 2 位	化学	1 2 位	紙・紙加工 ↓
1 3 位	石油製品・石炭製品製造	1 3 位	石油製品・石炭製品製造 →
1 4 位	小売	1 4 位	建設 ↑ ↑
1 5 位	廃棄物処理	1 5 位	電気・ガス・熱供給・水道 ↑
1 6 位	鉱業・採石・砂利採取	1 6 位	小売 ↓
1 7 位	情報サービス・ソフトウェア	1 7 位	建材・住宅設備 ↓ ↓ ↓
1 8 位	電気・ガス・熱供給・水道	1 8 位	広告 ↑ ↑
1 9 位	建設	1 9 位	飲食サービス ↓ ↓ ↓
2 0 位	自動車・自動車部品	2 0 位	金融・保険 ↑
2 1 位	印刷	2 1 位	情報サービス・ソフトウェア ↓
2 2 位	不動産・物品賃貸	2 2 位	トラック運送 ↑
2 3 位	金融・保険	2 3 位	廃棄物処理 ↓ ↓
2 4 位	広告	2 4 位	放送コンテンツ ↑
2 5 位	放送コンテンツ	2 5 位	通信 ↑
2 6 位	トラック運送	2 6 位	不動産業・物品賃貸 ↓
2 7 位	通信	2 7 位	製菓 ↓ ↓ ↓
—	その他	—	その他

※ 表中、↑↓→は前回 3 月調査と比較した結果の上がり下がりを示す。
矢印の数は、3 月時点と比較した場合の順位変動幅の大きさを示す。

(例) ↑ : 1～4段階の上昇、 ↑↑ : 5～9段階 上昇、
↑↑↑ : 10段階以上 上昇

※ 2 価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送を委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

質問① 交渉が行われたか	質問② 発注企業から交渉申し入れがあったか	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れがあった		10点
	申し入れがなかった		8点
行われなかった	申し入れがあった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、申し入れを辞退したため	5点
	申し入れがなかった	コストが上昇せず、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、価格交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	0点
		コストが上昇したが、発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため。	-5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため。	-10点

価格転嫁 業種別【前回（本年3月）調査との比較】

- 化学、自動車・自動車部品等の12業種において、3月時点と比較して転嫁率が上昇。
- 3月調査と同様に、トラック運送、放送コンテンツの転嫁率が低いが、いずれも、3月調査よりは約4ポイント上昇。

2023年3月			コスト増に 対する転嫁率	各要素別の転嫁率			2023年9月			コスト増に 対する転嫁率 ※	各要素別の転嫁率		
				原材料費	エネルギー	労務費					原材料費	エネルギー	労務費
①全体			47.6%	48.2%	35.0%	37.4%	①全体			↓45.7%	↓45.4%	↓33.6%	↓36.7%
②業種別	1位	石油製品・石炭製品製造	57.0%	50.4%	45.8%	45.8%	②業種別	1位	化学	↑↑59.7%	↑57.9%	↑45.4%	↑47.0%
	2位	卸売	56.9%	55.5%	41.5%	41.7%		2位	食品製造	↓53.6%	↓52.5%	↓37.4%	↑39.8%
	3位	造船	56.1%	60.1%	40.5%	42.1%		3位	電機・情報通信機器	↓53.4%	↓55.2%	↑37.8%	↑39.8%
	4位	食品製造	55.8%	55.2%	39.9%	39.3%		3位	機械製造	↑53.4%	↓55.4%	↑38.9%	↑39.8%
	5位	飲食サービス	55.6%	55.8%	37.3%	41.4%		5位	飲食サービス	↓52.3%	↓47.8%	↓34.5%	↓36.2%
	6位	電機・情報通信機器	55.4%	57.1%	36.7%	38.8%		6位	製薬	↑50.7%	↓49.3%	↓29.4%	↓27.8%
	7位	繊維	54.8%	54.5%	38.9%	38.2%		6位	卸売	↓↓50.7%	↓50.7%	↓35.2%	↓35.7%
	8位	小売	53.7%	53.3%	38.3%	39.1%		8位	造船	↓↓50.1%	↓53.3%	→40.5%	↓38.6%
	9位	化学	53.3%	56.8%	39.6%	39.9%		9位	金属	↓49.1%	↓50.9%	↓35.6%	↓34.8%
	9位	建材・住宅設備	53.3%	53.3%	36.5%	37.0%		10位	小売	↓49.0%	↓47.6%	↓33.5%	↓35.4%
	11位	機械製造	52.2%	55.7%	36.5%	37.5%		11位	紙・紙加工	↓48.7%	↓48.6%	↓34.0%	↓34.0%
	11位	紙・紙加工	52.2%	52.3%	35.9%	35.0%		12位	印刷	↑↑48.6%	↑49.3%	↑29.7%	↑33.4%
	13位	金属	50.2%	52.4%	38.0%	36.3%		13位	繊維	↓↓47.5%	↓44.3%	↓32.5%	↓33.1%
	14位	廃棄物処理	48.5%	43.6%	35.9%	39.6%		14位	建材・住宅設備	↓↓45.4%	↓47.8%	↓30.4%	↓33.6%
	15位	製薬	48.4%	52.4%	40.0%	38.4%		15位	建設	↑45.2%	↓44.6%	→35.1%	↑41.2%
	16位	不動産・物品賃貸	46.5%	45.0%	36.6%	41.7%		16位	広告	↑↑↑44.6%	↑40.4%	↑30.0%	↑39.8%
	17位	建設	44.3%	45.4%	35.1%	40.6%		17位	自動車・自動車部品	↑44.3%	↑50.9%	↑37.5%	↑28.6%
	18位	電気・ガス・熱供給・水道	43.0%	40.1%	31.5%	37.7%		18位	金融・保険	↑42.4%	↓40.4%	→29.8%	↑39.6%
	19位	印刷	42.3%	41.6%	26.8%	31.3%		19位	石油製品・石炭製品製造	↓↓↓42.1%	↓46.1%	↓32.2%	↓29.8%
	20位	自動車・自動車部品	40.7%	47.4%	29.9%	24.3%		20位	鉱業・採石・砂利採取	↑41.9%	↑39.5%	↑36.1%	↓32.5%
	21位	金融・保険	38.9%	41.7%	29.8%	35.3%		21位	電気・ガス・熱供給・水道	↓41.1%	↑41.1%	↑32.2%	↓37.0%
	22位	鉱業・採石・砂利採取	37.2%	39.2%	34.5%	40.2%		22位	不動産業・物品賃貸	↓↓39.6%	↓36.7%	↓29.4%	↓34.9%
	23位	情報サービス・ソフトウェア	36.7%	21.0%	18.0%	45.7%		22位	情報サービス・ソフトウェア	↑39.6%	↑21.5%	↑18.3%	↑46.5%
	24位	広告	34.0%	36.4%	27.8%	30.8%		24位	廃棄物処理	↓↓↓34.9%	↓28.8%	↓27.6%	↓28.6%
	25位	通信	33.5%	33.0%	26.8%	34.8%		25位	通信	↓33.1%	↑35.7%	↓23.1%	↓31.0%
	26位	放送コンテンツ	22.7%	24.0%	19.5%	21.8%		26位	放送コンテンツ	↑27.0%	↑29.0%	↑21.4%	↑32.3%
	27位	トラック運送	19.4%	17.9%	19.4%	18.2%		27位	トラック運送	↑24.1%	↓17.2%	↑20.6%	↑19.1%
	-	その他	45.0%	44.1%	33.1%	35.8%		-	その他	↓41.9%	↓40.2%	↓30.9%	↑36.3%

※3月時点との変化幅と矢印の数の関係

(例) ↑：1～4ポイントの上昇、↑↑：5～9ポイント 上昇、↑↑↑：10ポイント以上 上昇

(参考) 業種別 【価格交渉と価格転嫁との比較】

- 価格交渉が比較的行われている業種は、価格転嫁（値上げ）を認める割合も高い傾向（例：機械製造、化学）。
- 価格交渉は行うが、結果としての転嫁（値上げ）を認める割合は低い業界もあり（例：造船、自動車）、反対に、交渉は行われないが、転嫁率が高い業界も存在（例：製薬、飲食サービス）。

価格交渉			価格転嫁			価格転嫁率
			全体			45.7%
業種別	1 位	造船	業種別	1位	化学	59.7%
	2 位	機械製造		2位	食品製造	53.6%
	3 位	化学		3位	電機・情報通信機器	53.4%
	4 位	食品製造		3位	機械製造	53.4%
	5 位	電機・情報通信機器		5位	飲食サービス	52.3%
	6 位	金属		6位	製薬	50.7%
	7 位	繊維		6位	卸売	50.7%
	8 位	自動車・自動車部品		8位	造船	50.1%
	9 位	印刷		9位	金属	49.1%
	1 0 位	卸売		10位	小売	49.0%
	1 1 位	鉱業・採石・砂利採取		11位	紙・紙加工	48.7%
	1 2 位	紙・紙加工		12位	印刷	48.6%
	1 3 位	石油製品・石炭製品製造		13位	繊維	47.5%
	1 4 位	建設		14位	建材・住宅設備	45.4%
	1 5 位	電気・ガス・熱供給・水道		15位	建設	45.2%
	1 6 位	小売		16位	広告	44.6%
	1 7 位	建材・住宅設備		17位	自動車・自動車部品	44.3%
	1 8 位	広告		18位	金融・保険	42.4%
	1 9 位	飲食サービス		19位	石油製品・石炭製品製造	42.1%
	2 0 位	金融・保険		20位	鉱業・採石・砂利採取	41.9%
	2 1 位	情報サービス・ソフトウェア		21位	電気・ガス・熱供給・水道	41.1%
	2 2 位	トラック運送		22位	不動産業・物品賃貸	39.6%
	2 3 位	廃棄物処理		22位	情報サービス・ソフトウェア	39.6%
	2 4 位	放送コンテンツ		24位	廃棄物処理	34.9%
	2 5 位	通信		25位	通信	33.1%
	2 6 位	不動産業・物品賃貸		26位	放送コンテンツ	27.0%
	2 7 位	製薬		27位	トラック運送	24.1%
	-	その他		-	その他	41.9%

(参考) 価格交渉と価格転嫁の関係

- 価格交渉が行われた企業のうち、「交渉自体には応じたものの、転嫁に全く応じなかった」企業の割合が高い業種は、トラック運送業、放送コンテンツ業、通信業など。
- これらの業種には、①コストに占める労務費の割合が高い、②多重下請構造や、多くの個人事業主が存在、等の傾向あり。

順位	業種名	価格交渉は行われたが、 全く転嫁できなかった企業の割合	転嫁率		コスト全体に占める 労務費の割合
			コスト全体	労務費	
－	全体	11.4%	45.7%	36.7%	40.2%
1位	飲食サービス	6.5%	52.3%	36.2%	29.9%
2位	鉱業・採石・砂利採取	7.0%	41.9%	32.5%	34.7%
3位	食品製造	7.2%	53.6%	39.8%	27.9%
4位	印刷	7.8%	48.6%	33.4%	35.6%
5位	卸売	7.9%	50.7%	35.7%	26.4%
6位	繊維	8.2%	47.5%	33.1%	38.2%
7位	化学	8.5%	59.7%	47.0%	33.8%
8位	電機・情報通信機器	8.8%	53.4%	39.8%	38.5%
9位	建材・住宅設備	8.9%	45.4%	33.6%	34.3%
10位	機械製造	9.0%	53.4%	39.8%	38.4%
11位	金属	10.1%	49.1%	34.8%	35.8%
12位	小売	10.6%	49.0%	35.4%	27.7%
13位	建設	11.4%	45.2%	41.2%	43.5%
14位	広告	11.6%	44.6%	39.8%	52.5%
15位	造船	12.2%	50.1%	38.6%	36.3%
16位	廃棄物処理	12.5%	34.9%	28.6%	43.5%
16位	紙・紙加工	12.5%	48.7%	34.0%	34.9%
18位	情報サービス・ソフトウェア	13.0%	39.6%	46.5%	79.5%
18位	製薬	13.0%	50.7%	27.8%	33.4%
20位	自動車・自動車部品	13.2%	44.3%	28.6%	34.8%
21位	石油製品・石炭製品製造	13.7%	42.1%	29.8%	35.3%
22位	電気・ガス・熱供給・水道	14.9%	41.1%	37.0%	43.5%
23位	金融・保険	16.3%	42.4%	39.6%	53.2%
24位	不動産業・物品賃貸	16.6%	39.6%	34.9%	46.2%
25位	通信	23.9%	33.1%	31.0%	56.6%
26位	放送コンテンツ	25.0%	27.0%	32.3%	61.8%
27位	トラック運送	29.2%	24.1%	19.1%	41.1%

(参考) 受注企業のコスト構造について

- 価格転嫁率と、各コスト要素の比率（原材料費、労務費、エネルギー費、その他のコスト比率）の関係を見ると、転嫁率が高い業種ほど、原材料費の比率が高く、労務費の比率が低い傾向。

問.発注者に納める主な製品・サービスの原価・コストを以下の4つの費目に分けた場合（①労務費、②原材料価格、③エネルギー費、④その他の費用）、それぞれの費目は、コスト全体の約何割ずつになりますか。

転嫁率順位	業種	労務費	エネルギー費	原材料費	その他
1位	化学	33.8%	12.2%	43.2%	12.0%
2位	食品製造業	27.9%	15.2%	46.0%	12.0%
3位	電機・情報通信機器	38.5%	11.3%	39.1%	12.3%
3位	機械製造業	38.4%	12.1%	37.5%	13.3%
5位	飲食サービス	29.9%	12.0%	48.5%	11.4%
6位	製薬	33.4%	10.3%	41.3%	15.5%
6位	卸売	26.4%	13.6%	49.2%	12.1%
8位	造船	36.3%	11.8%	39.2%	13.8%
9位	金属	35.8%	15.3%	36.8%	13.9%
10位	小売	27.7%	12.4%	48.6%	13.0%
11位	紙・紙加工	34.9%	13.6%	40.3%	12.1%
12位	印刷	35.6%	12.1%	41.0%	12.7%
13位	繊維	38.2%	17.0%	31.7%	14.1%
14位	建材・住宅設備	34.3%	14.4%	39.1%	13.3%
15位	建設	43.5%	11.3%	34.0%	12.6%
16位	広告	52.5%	9.3%	27.6%	12.8%
17位	自動車・自動車部品	34.8%	14.6%	37.7%	13.9%
18位	金融・保険	53.2%	10.3%	27.0%	13.1%
19位	石油製品・石炭製品製造	35.3%	15.6%	37.3%	12.9%
20位	鉱業・採石・砂利採取	34.7%	18.2%	32.7%	15.6%
21位	電気・ガス・熱供給・水道	43.5%	12.5%	32.0%	13.2%
22位	不動産業・物品賃貸	46.2%	11.2%	30.2%	14.6%
22位	情報サービス・ソフトウェア	79.5%	4.0%	7.4%	10.5%
24位	廃棄物処理	43.5%	20.0%	22.8%	15.2%
25位	通信	56.6%	9.6%	25.2%	9.5%
26位	放送コンテンツ	61.8%	7.9%	21.0%	11.0%
27位	トラック運送	41.1%	25.6%	19.4%	15.9%

※回答者にて必ずしも各費目の合計が100%となるよう回答していないため、業種ごとに各費目の合計を足し上げて100%にはならない場合がある。

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会等とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

① 労務費の指針の公表【内閣官房・公正取引委員会】（11月中）

⇒「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知

② 「企業リスト（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年1月予定）

③ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの事業所管大臣名での指導・助言（ 〃 ）

④ パートナシップ構築宣言の更なる拡大・実効性の向上